

利用料、手数料等値上げに関する資料

令和 4 年

2 月 市 会

議案説明資料

(令和 4 年度分)

議第2.1号

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例の制定について

(総合企画局)

1 条例改正の趣旨

- (1) 令和3年8月に策定した行財政改革計画において、公の施設の管理運営等に係る費用について、施設類型ごとに公費負担と受益者負担のあるべき割合を定め、受益者負担の適正化を掲げている。
- (2) 本計画に基づき、各施設の性質に応じて公費負担割合の上限を設定し、現行の公費負担割合と比較する点検を実施した結果、上限を上回る施設について、運営コストの削減や、施設稼働率の向上に取り組んでもなお、上限を上回る場合は、利用料金の改定を行う方針としている。
- (3) 京都市国際交流会館については、施設稼働率向上等の取組を行ったうえでもなお、公費負担割合の上限を上回っていることから、以下のとおり、利用料金を改定しようとするものである。

2 条例改正の概要

- (1) 次のとおり、京都市国際交流会館の利用料金の上限額を改定する。

区 分	利 用 料 金							
	現 行				改 正 案			
	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	円	円
イベント ホール	日曜日、土曜日 及び休日	円	円	円	円	円	円	円
	その他の日	23,360	34,040	30,480	30,360	44,250	36,570	
特別 会議室	日曜日、土曜日 及び休日	21,790	31,950	30,480	28,320	41,530	36,570	
	その他の日	19,480	28,280	25,450	25,320	36,760	30,540	
会議室 第1会議室及び 第2会議室	日曜日、土曜日 及び休日	4,400	6,280	6,180	5,720	8,160	7,410	
	その他の日	3,660	5,130	5,020	4,750	6,660	6,020	
第3会議室及び 第4会議室	日曜日、土曜日 及び休日	3,660	5,020	4,920	4,750	6,520	5,900	
	その他の日	3,030	4,400	4,190	3,930	5,720	5,020	
研修室	日曜日、土曜日 及び休日	8,690	12,250	11,940	11,290	15,920	14,320	
	その他の日	7,330	10,370	10,050	9,520	13,480	12,060	
別館	日曜日、土曜日 及び休日	12,150	17,070	16,020	15,790	22,190	19,220	
	その他の日	10,160	14,140	13,400	13,200	18,380	16,080	
駐車場	1時間以内につき 410				1時間以内につき 500			
	1時間を超えるときは、超える時間30分 までごとに100円を加えた額				1時間を超えるときは、超える時間30分 までごとに200円を加えた額			

備考 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。

(2) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

議第22号

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

(総合企画局)

1 条例改正の趣旨

京都市大学のまち交流センターにおける、使用料の適正化を図ろうとするものである。

2 条例改正の概要

次のとおり、京都市大学のまち交流センターの使用料を改定する。

区 分	使 用 料				
	現 行		改 正 案		
	大学等が 交流活動に 使用する場合	その他 の場合	大学等が 交流活動に 使用する場合	その他 の場合	
第1講義室及び 第2講義室	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	円	円	円	円
		3,660	10,260	3,660	15,390
	6講時又は7講時	5,440	15,190	5,440	22,780
第3講義室	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	2,510	7,010	2,510	10,510
	6講時又は7講時	3,710	10,370	3,710	15,550
第4講義室	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	1,510	4,190	1,510	6,280
	6講時又は7講時	2,300	6,390	2,300	9,580
第1演習室, 第2 演習室, 第3演習 室, 第4演習室及 び第5演習室	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	570	1,570	570	2,350
	6講時又は7講時	830	2,300	830	3,450
第1会議室	午前	3,920	11,000	3,920	16,500
	午後	5,230	14,660	5,230	21,990
	夜間	6,860	19,170	6,860	28,750
第2会議室及び 第3会議室	午前	2,300	6,390	2,300	9,580
	午後	3,030	8,480	3,030	12,720
	夜間	4,030	11,200	4,030	16,800
ホール	午前	4,550	12,670	4,550	19,000
	午後	6,070	16,970	6,070	25,450
	夜間	8,010	22,410	8,010	33,610
和室	午前	1,200	3,350	1,200	5,020
	午後	1,620	4,500	1,620	6,750
	夜間	2,140	5,970	2,140	8,950

第1講習室	1年	2, 598, 090		2, 598, 090	
	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	940	2, 610	940	3, 910
	6講時又は7講時	1, 410	3, 870	1, 410	5, 800
第2講習室, 第3講習室及び第4講習室	1年	2, 273, 330		2, 273, 330	
	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	830	2, 300	830	3, 450
	6講時又は7講時	1, 250	3, 450	1, 250	5, 170
第5講習室, 第6講習室, 第7講習室及び第8講習室	1年	1, 948, 570		1, 948, 570	
	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	730	1, 990	730	2, 980
	6講時又は7講時	1, 100	3, 030	1, 100	4, 540

備考

- 1 「大学等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 公益財団法人大学コンソーシアム京都
 - (2) (1)に掲げる者の会員である大学又は本市の区域内に主たる事務所を有する大学で、別に定めるもの
- 2 「1講時」とは午前9時から午前10時30分までを、「2講時」とは午前10時50分から午後0時20分までを、「3講時」とは午後0時40分から午後2時10分までを、「4講時」とは午後2時30分から午後4時までを、「5講時」とは午後4時20分から午後5時50分までを、「6講時」とは午後6時10分から午後7時40分までを、「7講時」とは午後8時から午後9時30分までを、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいう。

3 施行期日

令和4年6月1日

議第23号

京都会館条例の一部を改正する条例の制定について

(文化市民局)

1 条例改正の趣旨

- (1) 令和3年8月に策定した行財政改革計画において、公の施設の管理運営等に係る費用について、施設類型ごとに公費負担と受益者負担のあるべき割合を定め、受益者負担の適正化を掲げている。
- (2) 本計画に基づき、各施設の性質に応じて公費負担割合の上限を設定し、現行の公費負担割合と比較する点検を実施した結果、上限を上回る施設について、運営コストの削減や、施設稼働率の向上に取り組んでもなお、上限を上回る場合は、利用料金の改定を行う方針としている。
- (3) 京都会館については、効果的な運営に努めたいうでもなお、公費負担割合の上限を上回ることから、以下のとおり、利用料金を改定しようとするものである。

2 条例改正の概要

京都会館の利用料金の上限額を次のとおり改定する。

区分		利用料金							
		現 行				改 正 案			
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
大ホール	日曜日、土曜日 及び休日	円	円	円	円	円	円	円	円
		226,280	410,660	519,610	1,005,710	271,540	492,800	623,540	1,206,860
	その他の日	172,850	315,330	398,090	771,040	181,500	331,100	418,000	809,600
中ホール	日曜日、土曜日 及び休日	110,000	198,000	250,380	487,140	132,000	237,600	300,460	584,570
	その他の日	83,800	154,000	190,660	374,000	87,990	161,700	200,200	392,700
	日曜日、土曜日 及び休日	24,090	30,380	36,660	82,020	26,500	33,420	40,330	90,230
小ホール	その他の日	18,640	23,250	27,970	62,960	19,580	24,420	29,370	66,110
	楽屋兼レッスン室	4,600	6,390	7,330	16,550	5,060	7,030	8,070	18,210
	会議室	4,600	6,390	7,330	16,550	5,060	7,030	8,070	18,210
中庭その他の構内地		1平方メートルにつき 260				1平方メートルにつき 290			

※ 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後10時までを、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参照)

現行京都会館条例(抄)

(利用料金)

第7条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(以下略)

議第24号

京都市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

(文化市民局)

1 条例改正の趣旨

- (1) 令和3年8月に策定した行財政改革計画において、公の施設の管理運営等に係る費用について、施設類型ごとに公費負担と受益者負担のあるべき割合を定め、受益者負担の適正化を掲げている。
- (2) 本計画に基づき、各施設の性質に応じて公費負担割合の上限を設定し、現行の公費負担割合と比較する点検を実施した結果、上限を上回る施設について、運営コストの削減や、施設稼働率の向上に取り組んでもなお、上限を上回る場合は、利用料金の改定を行う方針としている。
- (3) 京都市文化会館については、効率的な運営に努めたうえでもなお、公費負担割合の上限を上回ることから、以下のとおり、利用料金を改定しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 利用料金の上限額の改定

区 分		利 用 料 金					
		現 行			改 正 案		
		午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
ホ ー ル	日曜日、土曜日及び休日	円 48,190	円 62,850	円 72,280	円 <u>53,010</u>	円 <u>69,140</u>	円 <u>79,510</u>
	その他の日	40,850	52,380	60,760	40,850	52,380	60,760
創造活動室	日曜日、土曜日及び休日	11,940	15,290	17,770	<u>13,140</u>	<u>16,820</u>	<u>19,550</u>
	その他の日	9,950	12,990	14,770	9,950	12,990	14,770
リハーサル室（京都市東部文化会館を除く。）		2,510	3,350	3,770	<u>2,770</u>	<u>3,690</u>	<u>4,150</u>
第1会議室	京都市右京ふれあい文化会館	1,250	1,460	1,670	<u>1,380</u>	<u>1,610</u>	<u>1,840</u>
	その他の文化会館	2,930	3,870	4,290	<u>3,230</u>	<u>4,260</u>	<u>4,720</u>
第2会議室	京都市右京ふれあい文化会館	1,250	1,460	1,670	<u>1,380</u>	<u>1,610</u>	<u>1,840</u>
	その他の文化会館	2,200	2,930	3,240	<u>2,420</u>	<u>3,230</u>	<u>3,570</u>
第3会議室		1,250	1,460	1,670	<u>1,380</u>	<u>1,610</u>	<u>1,840</u>
第4会議室（京都市北文化会館及び京都市右京ふれあい文化会館のみ）		2,930	3,870	4,290	<u>3,230</u>	<u>4,260</u>	<u>4,720</u>
和 室 A		1,150	1,670	1,780	<u>1,270</u>	<u>1,840</u>	<u>1,960</u>
和 室 B	京都市北文化会館	1,150	1,670	1,780	<u>1,270</u>	<u>1,840</u>	<u>1,960</u>
	その他の文化会館	1,040	1,250	1,460	<u>1,150</u>	<u>1,380</u>	<u>1,610</u>
保 育 休 養 室		940	1,150	1,250	<u>1,040</u>	<u>1,270</u>	<u>1,380</u>

京都市北文化 会館ホール (舞台又は客 席を収納して スポーツのた めに利用する 場合)	全面 利用	1時間につき	1,040	1,150
		1時間につき (3時間を超 えて利用する 場合)	1,570	1,730

※ 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいう。

(2) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参照)

現行京都市文化会館条例(抄)

(利用料金)

第7条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)及び駐車場を利用する者(自動二輪車以外の自動車を駐車させる者に限る。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(以下略)

議第25号

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

(文化市民局及び教育委員会事務局)

1 条例改正の趣旨

- (1) 令和3年8月に策定した行財政改革計画において、公の施設の管理運営等に係る費用について、施設類型ごとに公費負担と受益者負担のあるべき割合を定め、受益者負担の適正化を掲げている。
- (2) 本計画に基づき、各施設の性質に応じて公費負担割合の上限を設定し、現行の公費負担割合と比較する点検を実施した結果、上限を上回る施設について、運営コストの削減や、施設稼働率の向上に取り組んでもなお、上限を上回る場合は、使用料の改定を行う方針としている。
- (3) 京都市久世ふれあいセンターについては、効率的な運営に努めたうえでもなお、公費負担割合の上限を上回ることから、以下のとおり、使用料を改定しようとするものである。
- (4) 併せて、図書施設の効率的な運営を図るため、図書施設の開所時間を変更しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 使用料の改定

区 分		使 用 料					
		現 行			改 正 案		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
ホ ー ル	日曜日、土曜日及び休日	円 10,790	円 13,820	円 16,020	円 16,190	円 20,730	円 24,030
	その他の日	8,270	10,790	12,250	12,410	16,190	18,380
第1会議室及び第2会議室		830	1,040	1,150	1,250	1,560	1,730
和 室 A		940	1,360	1,460	1,410	2,040	2,190
和 室 B		830	1,040	1,150	1,250	1,560	1,730
トレーニングルーム (1人1回につき)		200			300		

※ 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。

(2) 図書施設の開所時間の変更

現 行	改 正 案
午前9時30分から午後5時まで。ただし、 <u>月曜日及び木曜日</u> （これらの日が休日又は12月28日に当たる場合を除く。）は、午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後5時まで。ただし、 <u>木曜日</u> （木曜日が休日又は12月28日に当たる場合を除く。）は、 <u>午前11時30分から午後7時まで</u>

(3) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

(1) 上記2(1)及び(3)の改正

令和4年6月1日

(2) 上記2(2)の改正

令和4年4月1日

(参照)

現行京都市久世ふれあいセンター条例(抄)

(使用料)

第8条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。

(以下略)

議第26号

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例の制定について

(文化市民局)

1 条例改正の趣旨

元離宮二条城の入城料等の適正化を図る必要があるため、京都市元離宮二条城条例の一部を改正しようとするものである。

2 条例改正の概要

元離宮二条城の入城料及び二之丸御殿観覧料を次のとおり改定する。

区分	単位	現行		改正案		
		入城料 (1人につき)	二之丸御殿観覧料 (1人につき)	入城料 (1人につき)	二之丸御殿観覧料 (1人につき)	
※1 一 般	個人	1 回	620円	410円	800円	500円
	※3 1 年		2,090円		2,600円	
	※2 団 体	1 回	520円	310円	700円	400円
小 学 校 の 児 童	1 回		200円		300円	
中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生	1 回		350円		400円	

※1 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生以外の者をいう。

※2 30人以上のものをいう。

※3 当該料金を納入する日において本市の区域内に住所を有する者について適用する。

3 施行期日

令和4年6月1日

(参照)

現行京都市元離宮二条城条例 (抄)

(入城料等)

第3条 二条城に入城しようとする者は、別表に掲げる入城料を納入しなければならない。

2 二之丸御殿を観覧しようとする者は、前項の入城料のほか、別表に掲げる二之丸御殿観覧料を納入しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員である大学の学生(別に定める手続を行った者に限る。)については、入城料を100円とし、二之丸御殿観覧料は徴収しない。

(以下略)

1 条例改正の趣旨

無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅及び旧三井家下鴨別邸（以下「3施設」という。）の柔軟な運営を可能とするため、繁忙日における3施設の入場料の上限額並びに無鄰菴及び旧三井家下鴨別邸（以下「2施設」という。）の利用料金の上限額を新たに定めようとするものである（繁忙日とは、入場者等が多いと見込まれる時期において指定管理者が市長の承認を得て定める日を指し、年間120日を上限とする。）。

また、岩倉具視幽棲旧宅について、入場料の適正化を図ろうとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 繁忙日における3施設の入場料の上限額の新設

- ア 無鄰菴 1,500円
- イ 岩倉具視幽棲旧宅 500円
- ウ 旧三井家下鴨別邸 1,250円

※ 現行の入場料の上限額（無鄰菴 600円、岩倉具視幽棲旧宅 400円、旧三井家下鴨別邸 500円）を変更するものではない。

(2) 繁忙日における2施設の利用料金の上限額の新設

繁忙日の利用料金の上限額は、現行の利用料金の上限額に3を乗じて得た額とする。

※ 現行の利用料金の上限額（下表）を変更するものではない。

区 分		利 用 料 金			
		午 前	午 後	全 日	
無 鄰 菴	母 屋 の 2 階	円	円	円	
	茶 室	3,200	3,800	5,400	
旧三井家下 鴨別邸	主屋の 2階	座 敷	5,300	6,300	9,000
		居 室	2,200	2,500	3,600
		茶 の 間	1,300	1,500	2,000
	茶 室	5,300	6,300	9,000	

(3) 岩倉具視幽棲旧宅の入場料の適正化

岩倉具視幽棲旧宅の入場料の上限額について、2施設と同様、小学生及び中高生等の料金を規定せず、一般料金に統一する。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参照)

現行京都市無鄰菴等条例(抄)

(入場料及び観覧料等)

第5条 施設に入場しようとする者は、指定管理者に対し、入場料を支払わなければならない。
2 入場料は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(中略)

(利用の許可)

第6条 別表第4に掲げる施設(以下「貸出施設」という。)を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(中略)

(利用料金)

第8条 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(以下略)

1 条例改正の趣旨

- (1) 令和3年8月に策定した行財政改革計画において、公の施設の管理運営等に係る費用について、施設類型ごとに公費負担と受益者負担のあるべき割合を定め、受益者負担の適正化を掲げている。
- (2) 本計画に基づき、各施設の性質に応じて公費負担割合の上限を設定し、現行の公費負担割合と比較する点検を実施した結果、上限を上回る施設について、運営コストの削減や、施設稼働率の向上に取り組んでもなお、上限を上回る場合は、利用料金の改定を行う方針としている。
- (3) 京都コンサートホールについては、効果的な運営に努めたうえでもなお、公費負担割合の上限を上回ることから、以下のとおり、利用料金を改定しようとするものである。

2 条例改正の概要

京都コンサートホールの利用料金の上限額を次のとおり改定する。

区分		利用料金					
		現 行			改 正 案		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
大ホール	日曜日、土曜日	円	円	円	円	円	円
	及び休日	359,330	502,850	717,610	431,200	603,420	861,140
小ホール	日曜日、土曜日	86,950	121,520	172,850	95,650	133,680	190,140
	及び休日						

※ 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいう。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参照)

現行京都コンサートホール条例(抄)

(利用料金)

第7条 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)及び駐車場を利用するもの(次条第1項の規定により月ぎめにより駐車場を利用しようとする者を除く。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(以下略)

1 条例改正の趣旨

- (1) 令和3年8月に策定した行財政改革計画において、公の施設の管理運営等に係る費用について、施設類型ごとに公費負担と受益者負担のあるべき割合を定め、受益者負担の適正化を掲げている。
- (2) 本計画に基づき、各施設の性質に応じて公費負担割合の上限を設定し、現行の公費負担割合と比較する点検を実施した結果、上限を上回る施設について、運営コストの削減や、施設稼働率の向上に取り組んでもなお、上限を上回る場合は、使用料の改定を行う方針としている。
- (3) 京都市動物園については、外部資金の確保などによる運営手法の工夫・努力を行ったうえでもなお、公費負担割合の上限を上回ることから、以下のとおり、入園料を改定しようとするものである。

2 条例改正の概要

京都市動物園の個人及び団体の区分における入園料、個人の1年単位の入園料（年間パスポート）を次のとおり改定する。

区 分	単 位	入園料（1人につき）	
		現 行	改 正 案
個 人	1 回	円 620	円 750
	1 年	2,510	2,200
団 体	1 回	520	650

備考 「団体」とは、30人以上のものをいう。

3 施行期日

令和4年6月1日

(参照)

現行京都市動物園条例（抄）

(入園料)

第4条 動物園に入園しようとする者は、別表に掲げる入園料を納入しなければならない。

(以下略)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市西京極総合運動公園の利用料金の適正化を図るとともに、その他規定を整備しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 運動公園の施設（プール兼アイススケートリンク、アーチェリー場及びフィットネスルームを除く。）における利用料金の上限額について改定する。併せて、稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、以下のとおり定める。

ア フィットネスルームの部分利用（トレーニングルーム）について、1箇月単位の定期利用ができるよう、利用料金の上限額を定める。

イ 各運動施設内の会議室について、単独で利用できることとともに、利用料金の上限額を定める。

ウ 野球場の室内野球練習場について、野球場と併用せずに単独で利用するときの利用料金の上限額を定める。

(7) 陸上競技場兼球技場

区 分			利 用 料 金							
			現 行				改 正 案			
			アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		
全 面 利 用	日 曜 日 等	円	円	円	円	円	円	円	円	
	午前7時から 正午まで	92,190	107,900	273,420	343,610	96,790	113,290	287,090	360,790	
	午前8時から 正午まで	71,230	83,800	211,610	266,090	74,790	87,990	222,190	279,390	
	午前9時から 正午まで	50,280	59,710	149,800	188,570	52,790	62,690	157,290	197,990	
	午後1時から 午後5時まで	67,040	79,610	200,090	251,420	70,390	83,590	210,090	263,990	
	午後5時30分 から午後9時 まで	67,040	79,610	200,090	251,420	70,390	83,590	210,090	263,990	
	午前7時から 午後9時まで	226,270	267,120	673,600	846,450	237,580	280,470	707,280	888,770	
	午前8時から 午後9時まで	205,310	243,020	611,790	768,930	215,570	255,170	642,370	807,370	
	午前9時から 午後9時まで	184,360	218,930	549,980	691,410	193,570	229,870	577,470	725,980	
	その他 午前7時から 正午まで	69,140	81,710	207,420	257,710	72,590	85,790	217,790	270,590	
	午前8時から 正午まで	53,420	63,900	161,330	201,140	56,090	67,090	169,390	211,190	
	午前9時から 正午まで	37,710	46,090	115,230	144,570	39,590	48,390	120,990	151,790	
	午後1時から 午後5時まで	51,330	61,800	154,000	192,760	53,890	64,890	161,700	202,390	

午後5時30分 から午後9時 まで	51,330	61,800	154,000	192,760	53,890	64,890	161,700	202,390
午前7時から 午後9時まで	171,800	205,310	515,420	643,230	180,390	215,570	541,190	675,390
午前8時から 午後9時まで	156,080	187,500	469,330	586,660	163,880	196,870	492,790	615,990
午前9時から 午後9時まで	140,370	169,690	423,230	530,090	147,380	178,170	444,390	556,590

(イ) 補助競技場

区 分		利 用 料 金		
		現 行	改 正 案	
全 面 利 用	日 曜 日 等	午前7時から正午まで	円 30,590	円 32,110
		午前8時から正午まで	23,670	24,850
		午前9時から正午まで	16,760	17,590
		午後1時から午後5時まで	22,000	23,100
		午前7時から午後5時まで	52,590	55,210
		午前8時から午後5時まで	45,670	47,950
		午前9時から午後5時まで	38,760	40,690
	1時間単位の利用	5,550	5,820	
	そ の 日	午前7時から正午まで	23,250	24,410
		午前8時から正午まで	17,910	18,800
		午前9時から正午まで	12,570	13,190
		午後1時から午後5時まで	16,760	17,590
		午前7時から午後5時まで	40,010	42,010
		午前8時から午後5時まで	34,670	36,400
午前9時から午後5時まで		29,330	30,790	
1時間単位の利用	4,190	4,390		

(ウ) 野球場

区 分		利 用 料 金							
		現 行				改 正 案			
		アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
		入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合	入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合	入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合	入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
日 曜 日 等	午前7時から 正午まで	円 58,660	円 79,610	円 176,000	円 237,800	円 61,590	円 83,590	円 184,800	円 249,690
	午前8時から 正午まで	45,040	61,800	136,190	185,420	47,290	64,890	142,990	194,690
	午前9時から 正午まで	31,420	44,000	96,380	133,040	32,990	46,200	101,190	139,690
	午後1時から 午後5時まで	42,950	58,660	128,850	177,040	45,090	61,590	135,290	185,890
	午後5時30分 から午後9時 まで	42,950	58,660	128,850	177,040	45,090	61,590	135,290	185,890
	午前7時から 午後9時まで	144,560	196,930	433,700	591,880	151,780	206,770	455,380	621,470

	午前8時から 午後9時まで	130,940	179,120	393,890	539,500	137,480	188,070	413,580	566,470
	午前9時から 午後9時まで	117,320	161,320	354,080	487,120	123,180	169,380	371,780	511,470
	2時間につき	20,320	-	-	-	21,330	-	-	-
その他の日	午前7時から 正午まで	42,950	60,760	128,850	183,330	45,090	63,790	135,290	192,490
	午前8時から 正午まで	33,520	47,140	100,570	142,470	35,190	49,490	105,590	149,590
	午前9時から 正午まで	24,090	33,520	72,280	101,610	25,290	35,190	75,890	106,690
	午後1時から 午後5時まで	31,420	44,000	96,380	133,040	32,990	46,200	101,190	139,690
	午後5時30分 から午後9時 まで	31,420	44,000	96,380	133,040	32,990	46,200	101,190	139,690
	午前7時から 午後9時まで	105,790	148,760	321,610	449,410	111,070	156,190	337,690	471,880
	午前8時から 午後9時まで	96,360	135,140	293,330	408,550	101,170	141,890	307,990	428,970
	午前9時から 午後9時まで	86,930	121,520	265,040	367,690	91,270	127,590	278,290	386,070
	2時間につき	15,190	-	-	-	15,940	-	-	-
	室内野球練習場(1箇所1時間につき)	野球場と併用する場合				1,570			
その他					1,570				2,950

(イ) フィットネスルーム、会議室及び駐車場

区 分			利 用 料 金					
			現 行	改 正 案				
			(新設)	午前	午後	夜間	全日	
フィットネスルーム	部分利用	1人1回につき	円 520	円 (変更なし) 520				
		1人1月につき	(新設)	5,200				
会議室A、会議室B、会議室C及び会議室D(1室につき)	陸上競技場兼球技場と併用する場合		(新設)	1,640	1,640	1,640	D 3,730 E 3,390 F 2,760	
		その他	(新設)	3,040	3,040	3,040	D 6,910 E 6,270 F 5,110	
			第1会議室	野球場と併用する場合	(新設)	A 1,180 B 910 C 640	870	870
	その他				(新設)	A 2,190 B 1,690 C 1,180	1,610	1,610
		第2会議室及び第3会議室(1室につき)			野球場と併用する場合	(新設)	A 560 B 430 C 300	420
			その他	(新設)		A 1,050 B 790	770	770

			C	550		F	2,140
会議室	プール兼アイススケートリンク等と併用する場合	(新設)		2,300	3,240	3,660	9,210
	その他	(新設)		4,270	6,010	6,790	17,100
駐車場(1時間までごと)			310				320

※1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。

※2 A欄からF欄までに掲げる額は、それぞれ次に掲げる時間帯において運動公園の施設を利用した場合について適用する。

- ア A欄 午前7時から正午まで
- イ B欄 午前8時から正午まで
- ウ C欄 午前9時から正午まで
- エ D欄 午前7時から午後9時まで
- オ E欄 午前8時から午後9時まで
- カ F欄 午前9時から午後9時まで

※3 各会議室は以下の施設に位置している。

- ア 会議室A, 会議室B, 会議室C及び会議室Dは陸上競技場兼球技場内
- イ 第1会議室, 第2会議室及び第3会議室は野球場内
- ウ 会議室はプール兼アイススケートリンク内
- オ その他

区 分		単 位	利 用 料 金	
			現 行	改 正 案
売店設備			円 11,730	円 12,310
構内地	売店, 食堂又はこれに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,040	1,560
	立ち売り又は行商	1人につき1日	2,300	3,450
	広告その他	—	別に定める。	別に定める。

(2) 稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、補助競技場について、運動競技場以外の目的にも利用できるよう、利用料金の上限額(通常の利用料金の上限額に2を乗じて得た額)を定める。

(3) 利用時間の区分を超えて運動公園の施設(駐車場, 売店設備及び構内地を除く。)を利用する場合の利用料金の上限額を改定するとともに、当該上限額について、時間帯ごとの料金の区分を廃止し、一律の上限額を定める。

区 分				利 用 料 金 (1時間につき)		
				現 行		改 正 案
				午 後	夜 間	
陸上競技場兼球技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	日曜日等	円 20,950	円 20,950	円 21,990
			その他の日	15,710	15,710	16,490
	その他	入場料を徴収する場合	日曜日等	24,090	24,090	25,290
			その他の日	17,800	17,800	18,690
その他	入場料を徴収しない場合	日曜日等	61,800	61,800	64,890	
		その他の日	46,090	46,090	48,390	

			入場料を徴収する 場合	日曜日等	77,520	77,520	81,390
				その他の日	56,570	56,570	59,390
補助競技場 (全面利用)				日曜日等	6,910	—	7,250
				その他の日	5,340	—	5,600
野球場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない 場合	日曜日等	13,610	13,610	14,290	
			その他の日	9,420	9,420	9,890	
		入場料を徴収する 場合	日曜日等	17,800	17,800	18,690	
			その他の日	13,610	13,610	14,290	
	その他	入場料を徴収しない 場合	日曜日等	39,800	39,800	41,790	
			その他の日	28,280	28,280	29,690	
入場料を徴収する 場合		日曜日等	52,380	52,380	54,990		
		その他の日	40,850	40,850	42,890		
プール (全面利用)	メインプール	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない 場合	日曜日等	24,510	24,510	24,510
				その他の日	18,850	18,850	18,850
		入場料を徴収する 場合	日曜日等	44,200	44,200	44,200	
			その他の日	33,940	33,940	33,940	
		その他	入場料を徴収しない 場合	日曜日等	73,540	73,540	73,540
				その他の日	56,570	56,570	56,570
	入場料を徴収する 場合		日曜日等	132,410	132,410	132,410	
			その他の日	101,820	101,820	101,820	
	飛び込み プール	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない 場合	日曜日等	9,840	9,840	9,840
				その他の日	7,540	7,540	7,540
			入場料を徴収する 場合	日曜日等	17,700	17,700	17,700
				その他の日	13,610	13,610	13,610
その他		入場料を徴収しない 場合	日曜日等	29,430	29,430	29,430	
			その他の日	22,620	22,620	22,620	
入場料を徴収する 場合	日曜日等	53,000	53,000	53,000			
	その他の日	40,750	40,750	40,750			
サブ プール	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない 場合	日曜日等	19,690	19,690	19,690	
			その他の日	15,080	15,080	15,080	
		入場料を徴収する 場合	日曜日等	35,400	35,400	35,400	
			その他の日	27,230	27,230	27,230	
	その他	入場料を徴収しない 場合	日曜日等	58,870	58,870	58,870	
			その他の日	45,250	45,250	45,250	
入場料を徴収する 場合	日曜日等	106,010	106,010	106,010			
	その他の日	81,500	81,500	81,500			
アイス スケート リンク (全面 利用)	メイン リンク	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない 場合	日曜日等	31,110	31,110	31,110
				その他の日	23,880	23,880	23,880
		入場料を徴収する 場合	日曜日等	56,040	56,040	56,040	
			その他の日	43,050	43,050	43,050	
		その他	入場料を徴収しない 場合	日曜日等	93,230	93,230	93,230
				その他の日	71,650	71,650	71,650
	入場料を徴収する 場合		日曜日等	167,820	167,820	167,820	
			その他の日	129,060	129,060	129,060	
	サブ リンク	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない 場合	日曜日等	9,840	9,840	9,840
				その他の日	7,540	7,540	7,540
入場料を徴収する 場合			日曜日等	17,700	17,700	17,700	
			その他の日	13,610	13,610	13,610	

	その他	入場料を徴収しない 場合	日曜日等	29,430	29,430	29,430
			その他の日	22,620	22,620	22,620
		入場料を徴収する 場合	日曜日等	53,000	53,000	53,000
			その他の日	40,750	40,750	40,750
アーチェリー場（全面利用）			日曜日等	2,200	2,200	2,200
			その他の日	1,670	1,670	1,670
フィット ネスルー ム（全面 利用）	トレーニングルーム		日曜日等	6,180	6,180	6,180
			その他の日	4,710	4,710	4,710
	運動フロア		日曜日等	6,180	6,180	6,180
			その他の日	4,710	4,710	4,710
会議室A、会議室B、会議室C及び会議室D（1室につき）						1,640
第1会議室						250
第2会議室及び第3会議室（1室につき）						120
会議室						1,090

※1 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

※2 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。

(4) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参照)

現行京都市西京極総合運動公園条例（抄）

(利用料金等)

第6条 運動公園の施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）及び駐車場を利用する者（自動二輪車以外の自動車を駐車させる者に限る。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。ただし、次条第1項の回数券又は前払式利用券により運動公園の施設を利用する者については、この限りでない。

2 利用料金（売店設備及び構内地に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる利用時間の区分を超えて、運動公園の施設を利用する場合の利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 売店設備及び構内地に係る利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(以下略)

別表第2（第6条関係）

(中略)

備考

1～8（略）

9 利用者が入場料を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額が

この表に掲げる額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表に掲げる額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

10 特別の設備を準備し、又は撤去する場合の利用料金の上限額は、催物の区分に応じ、この表に掲げる額のそれぞれ2分の1に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

11 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度市長が定める。

(以下略)

議第31号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

(文化市民局)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市横大路運動公園の利用料金の適正化を図るとともに、その他規定を整備しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 体育館、野球場、野球場兼運動場及びトレーニングルームにおける利用料金の上限額について改定する。併せて、利用者サービス向上の取組として、トレーニングルームの部分利用について、1箇月単位の定期利用ができるよう、利用料金の上限額を定める。

区 分			利 用 料 金	
			現 行	改 正 案
体育館	半面利用（1時間につき） その他の日	午前8時から正午まで	円 830	円 <u>1,240</u>
		午後1時から午後5時まで	830	<u>1,240</u>
		午後5時30分から午後10時まで	2,090	<u>3,130</u>
野球場（1面1時間につき）	その他の日	日曜日等	3,450	<u>4,310</u>
		その他の日	2,090	<u>2,610</u>
野球場兼運動場（1面1時間につき）	その他の日	日曜日等	2,720	<u>3,400</u>
		その他の日	1,040	<u>1,300</u>
トレーニングルーム（1人1回につき）	その他の日	1人1回につき	310	<u>460</u>
		1人1月につき	(新設)	<u>4,600</u>

(2) 構内地における利用料金の上限額について改定する。

区 分	単 位	利 用 料 金	
		現 行	改 正 案
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	円 1,040	円 <u>1,560</u>
立ち売り又は行商	1人につき1日	2,300	<u>3,450</u>

- (3) 利用時間の区分を超えて運動公園の施設(構内地を除く。)を利用する場合の利用料金の上
 限額について、時間帯ごとの料金の区分を廃止し、一律の上限額を定める。

区 分			利 用 料 金 (1時間につき)					
			現 行				改 正 案	
			午 後		夜 間		—	
			日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日
体 育 館	アマチュア スポーツ	入場料を徴収 しない場合	円 8,380	円 6,280	円 12,570	円 9,240	円 12,570	円 9,420
		入場料を徴収 する場合	27,230	22,000	39,800	31,420	39,800	31,420
	その他	入場料を徴収 しない場合	94,280	72,280	135,140	104,760	135,140	104,760
		入場料を徴収 する場合	127,800	102,660	189,610	147,710	189,610	147,710
洋弓場(全面利用)			2,300	1,780	—	—	2,300	1,780
第1会議室及び 第2会議室	体育館等と併用 する場合		520		830		830	
	その他		1,040		1,570		1,570	
第3会議室及び 第4会議室	体育館等と併用 する場合		200		410		410	
	その他		520		830		830	

※1 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の
 対価をいう。

※2 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

※3 「体育館等」とは、体育館、野球場、野球場兼運動場、洋弓場、ゲートボール場、クリケ
 ットゴルフ場、トレーニングルーム及び談話室をいう。

(4) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参照)

現行京都市横大路運動公園条例(抄)

(利用料金等)

第6条 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に
 係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金(構内地に係るものを除く。)は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理
 者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる利用時間の区分を超えて、運動公園の施設を利用
 する場合の利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を

得て定めるものとする。

- 4 構内地に係る利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(以下略)

別表第2 (第6条関係)

(中略)

備考

1～5 (略)

- 6 利用者が入場料を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表に掲げる額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表に掲げる額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 7 特別の設備を準備し、又は撤去する場合の利用料金の上限額は、催物の区分に応じ、この表に掲げる額のそれぞれ2分の1に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

- 8 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

(以下略)

議第32号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について

(文化市民局及び子ども若者はぐくみ局)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市宝が池公園運動施設の利用料金及び使用料の適正化を図るとともに、その他規定を整備しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 体育館における利用料金の上限額について改定する。併せて、稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、以下のとおり定める。

ア トレーニングルームの部分利用について、1箇月単位の定期利用ができるよう、利用料金の上限額を定める。

イ 談話室の利用ができることとするとともに、利用料金の上限額を定める。

区 分		利 用 料 金			
		現 行		改 正 案	
		日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日
体育館	全面利用(1時間につき)	円 1,880	円 1,560	円 <u>2,820</u>	円 <u>2,350</u>
	半面利用(1時間につき)	940	830	<u>1,410</u>	<u>1,240</u>
トレーニン グルーム	1人1回につき		310		<u>460</u>
	1人1月につき		(新設)		<u>4,600</u>
談話室(1時間につき)			(新設)		<u>1,020</u>

(2) 構内地における利用料金の上限額について改定する。

区 分	単 位	利 用 料 金	
		現 行	改 正 案
売店、食堂又はこれらに類する施設 を設置して行う営業	1平方メートル につき1日	円 1,040	円 <u>1,560</u>
立ち売り又は行商	1人につき1日	2,300	<u>3,450</u>

(3) 利用時間の区分を超えて球技場又は体育館を利用する場合の利用料金の上限額について、時間帯ごとの料金の区分を廃止し、一律の上限額を定める。

区 分			利用料金(1時間につき)					
			現 行				改 正 案	
			午 後		夜 間		—	
			日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日
球技場	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円
			12,570	8,480	12,570	8,480	<u>12,570</u>	<u>8,480</u>
	その他	入場料を徴収する場合	14,660	12,570	14,660	12,570	<u>14,660</u>	<u>12,570</u>
			34,570	26,190	34,570	26,190	<u>34,570</u>	<u>26,190</u>
		入場料を徴収する場合	45,040	34,570	45,040	34,570	<u>45,040</u>	<u>34,570</u>

体育館	アマチュアスポーツ	3,660	3,060	6,380	4,830	6,380	4,830
	その他	40,380	30,100	63,410	48,970	63,410	48,970

※1 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

※2 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

(4) こども体育館に係る使用料

本市内における同種・同等の施設である地域体育館に準じた料金設定とするため、当該施設の利用料金の改定に合わせて、使用料を次のとおり改定する。

なお、本条例第13条第2項の規定に基づき、同条例第11条第1号から第4号までに該当するもの（子ども団体）については、引き続き、使用料を徴収しない。

区 分	使用料（1時間につき）	
	現 行	改 正 案
日曜日等	円 1,570	円 2,820
その他の日	1,260	2,350

(5) その他

ア 本体育館トレーニングルームについては、利用料金の減免規定に基づき、身体障害者手帳等の交付を受けている者等の利用料金を免除しているが、ほかにトレーニングルームが設置されている京都市地域体育館条例等との整合性を図るため、本条例に同様の規定を整備する。

イ 入場料を徴収する場合等における利用料金の上限額について、規定を整備する。

3 施行期日

(1) 上記2(1), (2), (3), (4)及び(5)イの改正

令和5年4月1日

(2) 上記2(5)アの改正

公布の日

(参照)

現行京都市宝が池公園運動施設条例（抄）

(利用料金等)

第6条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金（構内地に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる利用時間の区分を超えて、球技場又は体育館を利用する場合の利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 構内地に係る利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（以下略）

(使用資格)

第11条 広場等を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の区域内に存する幼稚園（幼稚園に相当する各種学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)
- (2) 本市の区域内に存する児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設
- (3) 本市の区域内において子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育（同法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を除く。）の事業を行う事業所
- (4) 本市の区域内において使用しようとする日の属する年度の初日において3歳以上6歳未満の者、小学校の児童又は中学校の生徒を対象とするスポーツ活動を行う団体であつて、市長が適当と認めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
(以下略)

(使用料)

第13条 こども体育館の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第6に掲げる使用料を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条第1号から第4号までのいずれかに該当するものについては、使用料を徴収しない。
- 3 第1項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(以下略)

別表第2（第6条関係）

(中略)

備考

1～4（略）

- 5 利用者が入場料を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表に掲げる額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表に掲げる額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
- 6 特別の設備を準備し、又は撤去する場合の利用料金は、催物の区分に応じ、この表に掲げる額のそれぞれ2分の1に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 7 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

(以下略)

現行京都市地域体育館条例（抄）

（利用料金）

第7条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、トレーニングルームの利用料金を徴収しない。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

(5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

（以下略）

議第33号

京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

(文化市民局)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市京北運動公園の利用料金の適正化を図るとともに、その他規定を整備しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 野球場兼運動場及びテニスコートにおける利用料金の上限額について改定する。

区 分	単 位	利 用 料 金					
		現 行		改 正 案			
		昼 間	夜 間	昼 間		夜 間	
				日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日
野球場兼運動場	1時間	円 520	円 730	円 780	円 520	円 1,090	円 730
テニスコート	1面につき1時間		520	780	520	780	520

(2) 構内地における利用料金の上限額について改定する。

区 分	単 位	利 用 料 金	
		現 行	改 正 案
売店、食堂又はこれらに類する施設を 設置して行う営業	1平方メートル につき1日	円 1,040	円 1,560
立ち売り又は行商	1人につき1日	2,300	3,450

(3) 収益向上の取組として、野球場兼運動場又はテニスコートについて、利用者が入場料を徴収する場合、入場料収入額に一定の割合を乗じた金額と利用料金を比較し、高い金額を利用料金の上限額とするよう定める。

(4) 供用時間を超えて野球場兼運動場又はテニスコートを利用する場合の利用料金の上限額を定める。

区 分	単 位	利 用 料 金	
		日曜日等	その他の日
野球場兼運動場	1時間	円 3,270	円 2,190
テニスコート	1面につき1時間	2,340	1,560

※ 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

(5) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参照)

現行京都市京北運動公園条例(抄)

(利用料金等)

- 第7条 野球場兼運動場、テニスコート及び構内地の利用の許可を受けたものは、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 野球場兼運動場及びテニスコートに係る利用料金は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 構内地に係る利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(以下略)

別表第1(第7条関係)

(中略)

備考

(中略)

- 2 野球場兼運動場又はテニスコートをスポーツ以外の目的に利用する場合における利用料金の上限額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。

議第34号

京都市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

(文化市民局)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市体育館の利用料金の適正化を図るとともに、その他規定を整備しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 利用時間の区分を超えて京都市体育館を利用する場合の利用料金の上限額について、以下のとおり時間帯ごとの料金の区分を廃止し、一律の上限額を定める。

区 分				利用料金（1時間につき）		
				現 行		改 正 案
				午後	夜間	—
全 面 利 用	アマチュア スポーツ	入場料を徴収 しない場合	日曜日等	円 9,630	円 14,660	円 <u>14,660</u>
			その他の日	7,220	10,470	<u>10,470</u>
		入場料を徴収 する場合	日曜日等	31,420	46,090	<u>46,090</u>
			その他の日	25,140	36,660	<u>36,660</u>
	その他	入場料を徴収 しない場合	日曜日等	108,950	155,040	<u>155,040</u>
			その他の日	82,760	120,470	<u>120,470</u>
	入場料を徴収 する場合	日曜日等	146,660	217,900	<u>217,900</u>	
		その他の日	118,380	169,710	<u>169,710</u>	

※1 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

※2 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。

(2) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参照)

現行京都市体育館条例（抄）

(利用料金等)

第7条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる利用時間の区分を超えて、体育館を利用する場合の利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定め

るものとする。

(以下略)

別表第1 (第7条関係)

(中略)

備考

1～4 (略)

- 5 利用者が入場料を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表に掲げる額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表に掲げる額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 6 特別な設備を準備し、又は撤去する場合の利用料金の上限額は、催物の区分に応じ、この表に掲げる額のそれぞれ2分の1に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 7 開館時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

(以下略)

議第3.5号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について

(文化市民局)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、地域体育館の利用料金の適正化を図ろうとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 地域体育館における体育館及び会議室の利用料金の上限額について改定する。併せて、利用者サービス向上の取組として、トレーニングルームについて、1箇月単位の定期利用ができるよう、利用料金の上限額を定める。

区 分	単 位	利 用 料 金				
		現 行		改 正 案		
		日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日	
体育室 全 面 利 用	京都市東山地域体育館，京都市山科地域体育館，京都市下京地域体育館，京都市右京地域体育館，京都市桂川地域体育館，京都市醍醐地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館	1時間	円	円	円	円
	その他の地域体育館		1,880	1,570	2,820	2,350
トレーニングルーム（京都市山科地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館のみ）	1人につき1回			310	460	
	1人1月につき			(新設)	4,600	
会議室（京都市東山地域体育館，京都市山科地域体育館，京都市下京地域体育館，京都市右京地域体育館，京都市桂川地域体育館及び京都市醍醐地域体育館のみ）	1時間			520	780	

※ 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

(2) 稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、以下のとおり定める。

- ア 体育室について、運動競技場以外の目的にも利用できるよう、利用料金の上限額（通常の利用料金の上限額に2を乗じて得た額）を定める。
- イ 利用者が入場料を徴収する場合、入場料収入額に一定の割合を乗じた金額と利用料金を比較し、高い金額を利用料金の上限額とするよう定める。
- ウ 開館時間を超えて体育室を利用する場合の利用料金の上限額（通常の利用料金の上限額に3を乗じて得た額）を定める。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参照)

現行京都市地域体育館条例(抄)

(開館時間及び休館日)

第4条 地域体育館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用料金)

第7条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(以下略)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市黒田トレーニングホールの使用料の適正化を図るとともに、その他規定を整備しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 体育室における使用料について改定する。

区 分	使 用 料	
	現 行	改 正 案
体育室（1時間につき）	620円	930円

(2) 稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、以下のとおり定める。

ア 運動競技場以外の目的にも利用できるよう、使用料（通常の使用料に2を乗じて得た額）を定める。

イ 使用者が入場料を徴収する場合、入場料収入額に一定の割合を乗じた金額と使用料を比較し、高い金額を使用料とするよう定める。

(3) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和4年6月1日

(参照)

現行京都市黒田トレーニングホール条例（抄）

(使用料)

第6条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(以下略)

別表（第6条関係）

(中略)

備考 体育室を3時間を超えて使用する場合の使用料は、この表により計算した額に1.5を乗じて得た額とする。

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市武道センターの利用料金の適正化を図るとともに、その他規定を整備しようとするものである。

2 条例改正の概要

- (1) 稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、旧武徳殿、弓道場又は相撲場を運動競技場以外の目的に利用できるよう、利用料金の上限額（通常の利用料金の上限額に2を乗じて得た額）を定める。
- (2) 利用時間の区分を超えてセンターを利用する場合の利用料金の上限額について、時間帯ごとの料金の区分を廃止し、一律の上限額を定める。

区 分			利用料金（1時間につき）					
			現 行				改 正 案	
			午 後		夜 間		—	
			日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日
主競技場 (全面利用)	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	円 9,630	円 7,220 (1,570)	円 14,660	円 10,470 (1,570)	円 14,660	円 10,470 (1,570)
		入場料を徴収する場合	31,420	25,140	46,090	36,660	46,090	36,660
	その他	入場料を徴収しない場合	108,950	82,760	155,040	120,470	155,040	120,470
		入場料を徴収する場合	146,660	118,380	217,900	169,710	217,900	169,710
補助競技場（全面利用）			3,030	2,400 (830)	3,660	3,030 (830)	3,660	3,030 (830)
旧武徳殿			3,030	2,400 (830)	3,980	3,140 (830)	3,980	3,140 (830)
弓道場（全面利用）			2,610	2,090	3,450	2,720	3,450	2,720
相撲場			1,040	830	1,570	1,150	1,570	1,150
第1会議室	競技場と併用する場合			730		1,040		1,040
	その他			1,360		1,780		1,780
第2会議室	競技場と併用する場合			200		410		410
	その他			520		830		830

※1 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義でするかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

※2 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

※3 主競技場、補助競技場又は旧武徳殿を日曜日等以外の日に利用する場合において、競技会、これに付随する講習会その他別に定める用途以外の用途に供するとき（利用の目的が、入場料を徴収しないで、専らアマチュアスポーツの用途に供するときに限る。）にあつては、（ ）

内の利用料金とする。

- (3) 構内地における利用料金の上限額について、京都市都市公園条例（以下「条例」という。）の使用料に準拠した料金としていることから、条例の改正（議第55号）に伴い、改定する。

区 分	単 位	利 用 料 金	
		現 行	改 正 案
写真を撮影する場合	1時間	円 3,370	円 3,800
動画を撮影する場合		6,860	7,800

- (4) その他
その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参照)

現行京都市武道センター条例（抄）

(利用料金等)

第7条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金（構内地に係るものを除く。）は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる利用時間の区分を超えて、センターを利用する場合の利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 構内地に係る利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、1時間につき、当該各号に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 写真を撮影する場合 3,370円

(2) 動画を撮影する場合 6,860円

(以下略)

別表第1（第7条関係）

(中略)

備考

1～4（略）

5 利用者が入場料を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表に掲げる額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表に掲げる額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

6 特別の設備を準備し、又は撤去する場合の利用料金の上限額は、催物の区分に応じ、この表に掲げる額のそれぞれ10分の5に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(中略)

8 開場時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

(以下略)

現行京都市都市公園条例 (抄)

(使用料)

第1.0条 法又はこの条例の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に掲げる額の範囲内において別に定める使用料を納入しなければならない。

別表第2 (第1.0条関係)

(中略)

2 公園を占有し、又は利用する場合

区 分	使用単位	単位期間	使用料
(前略)	(前略)	(前略)	(前略)円
業として行う写真撮影	1回	1時間	3,370
業として行う映画撮影			6,860
(以下略)	(以下略)		

議第38号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の制定について

(文化市民局)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市市民スポーツ会館の利用料金の適正化を図ろうとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 体育室における利用料金の上限額について改定する。

区 分				利 用 料 金			
				現 行		改 正 案	
				アマチュア スポーツ	そ の 他	アマチュア スポーツ	そ の 他
体育室	その他	日曜日等	全面利用(1時 間につき)	円	円	円	円
		その他の日		1,880	2,820	1,570	2,350

(2) 収益向上の取組として、利用者が入場料を徴収する場合、入場料収入額に一定の割合を乗じた金額と利用料金を比較し、高い金額を利用料金の上限額とするよう定める。

(3) 利用時間の区分を超えて会館を利用する場合(体育館競技場の全面と併用する場合に限る。)の利用料金の上限額について、時間帯ごとの料金の区分を廃止し、一律の上限額を定める。

区 分		利 用 料 金 (1時間につき)					
		現 行				改 正 案	
		午 後		夜 間		-	
		日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日
体育室	アマチュアスポーツ	円	円	円	円	円	円
		3,140	2,610	5,230	4,190	5,230	4,190
	その他	9,420	6,800	14,660	11,520	14,660	11,520
第1会議室		620		1,250		1,250	
第2会議室; 第3会議室及び 第4会議室		310		730		730	

※ 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参照)

現行京都市市民スポーツ会館条例(抄)

(利用料金等)

第7条 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる利用時間の区分を超えて会館を利用する場合(京都市体育館の競技場(以下「体育館競技場」という。)の全面と併用する場合に限る。)の利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(以下略)

議第40号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

(文化市民局)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市市民活動総合センター（以下「総合センター」という。）の使用料の適正化を図るとともに、開所時間を変更しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 会議室等の使用料の改定

会議室及び和室について、使用料の適正化を図るため、次のとおり使用料を改定する。

区分（※1）			使用料	
			現行	改正案
			円	円
会議室	大会議室	午前	14,140	(変更なし) 14,140
		午後	18,850	(変更なし) 18,850
		夜間	24,720	21,210 (※2)
	第1会議室, 第2会議室及び第3会議室	午前	無料	1,170
		午後		1,570
		夜間		1,760
	第4会議室及び第5会議室	午前		3,060
		午後		4,080
		夜間		4,590
和室A及び和室B	午前	470		
	午後	620		
	夜間	700		

※1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時（現行は午後9時30分）までをいう。

※2 大会議室の夜間の使用料改定は、(2)のとおり開所時間を変更することに伴うもの。

(2) 開所時間の変更

総合センターの利用実態を踏まえ、運営の適正化・効率化を図るため、開所時間を次のとおり変更する。

区分	現行	改正案
相談コーナー、情報コーナー、交流コーナー、スモールオフィス、印刷室及び図書コーナー以外の施設	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時まで
相談コーナー、情報コーナー、交流コーナー、スモールオフィス及び印刷室	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで

3 施行期日

令和4年6月1日

(参考)

1 総合センターの概要

名称 京都市市民活動総合センター

位置 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
「ひと・まち交流館 京都」2階

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下2階建て

延べ床面積 657.82㎡(京都市市民活動総合センター専用部分のみ)

開設年月 平成15年6月

事業の概要 (1) 市民公益活動のための施設の提供

(2) 市民公益活動に関する相談

(3) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供

(4) 市民公益活動に関する調査及び研究

(5) 市民公益活動を行うもの相互の間及び市民公益活動を行うものと関係機関との間の連携及び交流の促進

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 「ひと・まち交流館 京都」内各センターの対応

本条例改正は、「ひと・まち交流館 京都」内の各センター共通事項であり、次の各センターとも本件と同様に各センター条例の改正を行う。

・京都市福祉ボランティアセンター(保健福祉局)

・京都市長寿すこやかセンター(保健福祉局)

・京都市景観・まちづくりセンター(都市計画局)

(参照)

現行京都市市民活動センター条例 (抄)

(開所時間及び休所日)

第4条 市民活動センターの開所時間及び休所日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用料)

第9条 別表第3に掲げる施設(駐車場を除く。)の使用の許可を受けたもの及び駐車場を使用するもの(自動二輪車以外の自動車を駐車させるものに限る。)は、同表に掲げる使用料を納入しなければならない。

(以下略)

別表第2 (第4条関係)

区分		開所時間	休所日
総合センター	相談コーナー、情報コーナー、交流コーナー、スモールオフィス、印刷室及び図書コーナー以外の施設	午前9時から午後9時30分まで	1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで並びに別に定める日
	相談コーナー、情報コーナー、交流コーナー、スモールオフィス及び印刷室	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前9時から午後5時まで	
	図書コーナー	午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前10時から午後5時まで	
(以下略)			

別表第3 (第9条関係)

1 総合センター

区分		使用料
大会議室	午前	円 14,140
	午後	18,850
	夜間	24,720
スモールオフィス(1区画につき1月)		5,230
駐車場(1回につき)		410円。ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに200円を410円に加えた額
付属設備		別に定める。

備考

1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいう。

(以下略)

議第41号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(保健福祉局)

1 条例改正の趣旨

(1) 令和3年8月に策定した行財政改革計画において、手数料について、証明書の発行など、特定の方の必要に応じて提供される役務の費用に関して、その役務を必要とする方としない方との負担の公平性のため、この必要費用を原則100%御負担いただくものとし、現状を点検した。

(2) 点検結果を踏まえ、以下のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく申請に対する審査及び法施行規則の規定に基づく申請に対する登録証の再交付に係る手数料を改定しようとするものである。

なお、改定後の手数料は現行手数料の1.5倍を上限とする。

2 条例改正の概要

法及び法施行規則の規定に基づく手数料の適正化を図るため、次のとおり手数料を改定する。

区	分	単 位	手 数 料	
			現 行	改 正 案
動物の愛護及び管理に関する法律	第10条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業の登録の申請に対する審査	1 件	15,000円。 ただし、第1種動物取扱業の種別の数が1を超えるとときは、超える種別の数1ごとに10,000円を加えた額	22,000円。 ただし、第1種動物取扱業の種別の数が1を超えるとときは、超える種別の数1ごとに15,000円を加えた額
	第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1 件	11,000円。 ただし、特定動物の種類数が1を超えるとときは、超える種類の数1ごとに6,000円を加えた額	16,000円。 ただし、特定動物の種類数が1を超えるとときは、超える種類の数1ごとに9,000円を加えた額
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	第2条第6項の規定に基づく第1種動物取扱業の登録証の再交付	1 件	円 1,100	円 1,600

3 施行期日

令和4年6月1日

(参照)

動物の愛護及び管理に関する法律 (抄)

(第1種動物取扱業の登録)

第10条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第4節までにおいて同じ。)の取扱業(動物の販売(その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第21条の4において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。第22条の5を除き、以下同じ。)その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第37条の2第2項第1号及び第46条第1号において「第1種動物取扱業」という。)を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては、その長とする。以下この節から第5節まで(第25条第7項を除く。)において同じ。)の登録を受けなければならない。

(中略)

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第26条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(以下略)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (抄)

(第1種動物取扱業の登録の申請等)

第2条 法第10条第1項の第1種動物取扱業の登録の申請は、様式第1による申請書を提出して行うものとする。

2～5 (中略)

6 第1種動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第14条第2項の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。

(以下略)

議第42号

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例の制定について

(保健福祉局)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市長寿すこやかセンター（以下「センター」という。）の使用料の適正化を図るとともに、開所時間を変更しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 会議室等の使用料の改定

会議室及び和室について、使用料の適正化を図るため、次のとおり使用料を改定する。

区分(※1)			使用料	
			現行	改正案
会議室	大会議室	午前	14,140 円	(変更なし) 14,140 円
		午後	18,850	(変更なし) 18,850
		夜間	24,720	21,210 (※2)
	第1会議室, 第2会議室及び第3会議室	午前	無料	1,170
		午後		1,570
		夜間		1,760
	第4会議室及び第5会議室	午前		3,060
		午後		4,080
		夜間		4,590
	和室A及び和室B	午前		470
午後		620		
夜間		700		

※1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時（現行は午後9時30分）までをいう。

※2 大会議室の夜間の使用料改定は、(2)のとおり開所時間を変更することに伴うもの。

(2) 開所時間の変更

センターの利用実態を踏まえ、運営の適正化・効率化を図るため、開所時間を次のとおり変更する。

区分	現行	改正案
相談室及び図書コーナー以外の施設	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時まで
相談室	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで

3 施行期日

令和4年6月1日

(参考)

1 センターの概要

- 名称 京都市長寿すこやかセンター
位置 京都市下京区西木屋町通土ノ口上る梅湊町83番地の1
「ひと・まち交流館 京都」4階
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下2階建て
延べ床面積 322.90㎡ (京都市長寿すこやかセンター専用部分のみ)
開設年月 平成15年6月
事業の概要 (1) 高齢者の社会参加を促進するための事業
(2) 高齢者の権利を擁護するための関係機関及び関係団体との連絡及び調整
(3) 高齢者の福祉に関する相談及び指導
(4) 高齢者の福祉に関する調査及び研究
(5) 高齢者の福祉に関する情報の収集及び提供
(6) 高齢者の福祉に関する講座、研修等の開催
(7) 高齢者のための福祉用具の展示
(8) 高齢者の福祉に関する活動のための施設の提供
(9) 社会福祉に関する研修を行う事業 ((6)に掲げるものを除く。)
(10) その他市長が必要と認める事業

2 「ひと・まち交流館 京都」内各センターの対応

本条例改正は、「ひと・まち交流館 京都」内の各センター共通事項であり、次の各センターとも本件と同様に各センター条例の改正を行う。

- ・京都市市民活動総合センター (文化市民局)
- ・京都市福祉ボランティアセンター (保健福祉局)
- ・京都市景観・まちづくりセンター (都市計画局)

(参照)

現行京都市長寿すこやかセンター条例 (抄)

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用料)

第8条 大会議室及び付属設備の使用の許可を受けたもの並びに駐車場を使用するもの(自動二輪車以外の自動車を駐車させるものに限る。)は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。

(以下略)

別表第1 (第4条関係)

区分	開所時間	休所日
相談室及び図書コーナー以外の施設	午前9時から午後9時30分まで	1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月
相談室	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前9時から午後5時まで	31日まで並びに別に定める日
図書コーナー	午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前10時から午後5時まで	

別表第2 (第8条関係)

区分	使用料
大会議室	午前 円 14,140
	午後 18,850
	夜間 24,720
駐車場(1回につき)	410円。ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに200円を410円に加えた額
付属設備	別に定める。

備考

- 1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいう。
- 2 この表に掲げる使用時間の区分を超えて大会議室を使用する場合の使用料は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 3 開所時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、その都度別に定める。

議第43号

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部を改正する条例の制定
について

(保健福祉局)

1 条例改正の趣旨

京都市みぶ身体障害者福祉会館、京都市みぶ学園及び京都市みぶ障害者授産所（以下「会館等」という。）は建物の老朽化が課題となっているところ、会館等が実施している障害福祉サービス事業（以下「当該事業」という。）については、現指定管理者に移管し、現指定管理者が整備した別施設において継続して実施することとなった。

このため、会館等における当該事業を廃止することに伴い、京都市みぶ身体障害者福祉会館を身体障害者福祉センターとして位置付けるとともに、京都市みぶ学園及び京都市みぶ障害者授産所を廃止しようとするものである。

2 条例改正の概要

会館等で実施している当該事業について、令和4年4月1日付けで現指定管理者に移管することに伴い、次のとおり規定整備を行う。

(1) 京都市みぶ身体障害者福祉会館は、障害福祉サービス事業所としての本来の機能を有さなくなることから、同会館を身体障害者福祉センターとしての事業のみを実施する身体障害者福祉センターとして位置付けるとともに、身体障害者福祉センターの事業概要、開所時間及び休所日等について規定する。

(2) 京都市みぶ学園及び京都市みぶ障害者授産所を廃止する。

【参考：会館等で実施する事業及び各年度の条例上の位置付け】

施設名	現在実施する事業	令和3年度	令和4年度
京都市みぶ身体障害者福祉会館	当該事業	障害福祉サービス事業所	廃止
	身体障害者福祉センターとしての事業		身体障害者福祉センター
京都市みぶ障害者授産所 京都市みぶ学園	当該事業	障害福祉サービス事業所	廃止

3 施行期日

令和4年4月1日

(参考)

1 経過

会館等が入居している壬生合同福祉会館については、昭和39年に本市とUR都市機構が共同で建設した建物であるが、老朽化や耐震性能が不足していることにより、今後の事業継続に課題があった。このため、当該事業については、現指定管理者に令和4年4月1日付けで事業移管をするが、身体障害者福祉センター事業は障害者総合支援法による収入が伴わない施設であり、収益性の観点から民営化は困難であるため、引き続き、本市の指定管理施設として事業を継続する。

なお、身体障害者福祉センター事業は、令和5年度に壬生合同福祉会館の隣接地に建設予定の京都社会福祉会館（仮称）に移転し、実施することを予定している。

2 想定スケジュールについて

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
壬生合同福祉会館					
生活介護・就労継続支援 身体障害者福祉センター	指定管理施設			事業移管	
京都社会福祉会館		元待賢小学校への仮移転期間			
合築施設（新施設）				建設	開設

3 当該事業の事業移管先

(1) 移管先団体

社会福祉法人京都国際社会福祉協力会

(2) 移管先施設の名称及び位置

名称 のぞみ竹田キャンパス（仮称）

位置 京都市伏見区竹田田中殿町

(参照)

現行京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例(抄)

(設置)

第1条 障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。)の福祉の増進を図るため、障害福祉サービス事業所(法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ。)及び障害者支援施設(法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。)(以下「施設等」という。)を設置する。

(中略)

(事業)

第2条 障害福祉サービス事業所のうち京都市みぶ身体障害者福祉会館、京都市山科身体障害者福祉会館及び京都市洛南身体障害者福祉会館にあつては次に掲げる事業を、その他の施設にあつては第1号及び第3号に掲げる事業を行う。

(1) (中略)

(2) 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センターとしての各種の相談、指導及び啓発並びに各種の会合等に必要な便宜の提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

(以下略)

議第44号

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

(保健福祉局)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市障害者スポーツセンターの利用料金の上限額の適正化を図ろうとするものである。

2 条例改正の概要

京都市障害者スポーツセンターの利用料金の上限額を次のとおり改定するとともに、区分の規定整備を行う。

現行			改正案							
区分		利用料金			区分		利用料金			
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間	
体育室	全面使用	日曜日、土曜日及び休日	円	円	円	体育室	全面利用	円	円	円
		その他の日	3,030	3,560	5,970			4,540	5,340	8,950
	半面使用	2,510	3,030	5,020	半面利用	3,760	4,540	7,530		
		1,250	1,460	2,510			1,870	2,190	3,760	
プール	一般	830	830	830	プール	一般	1,240	1,240	1,240	
(1人につき)	学齢に達しない者(3歳以上の者に限る。), 小学校の児童及び中学校の生徒	410	410	410	(1人につき)	学齢に達しない者(3歳以上の者に限る。), 小学校の児童及び中学校の生徒	610	610	610	
卓球室(1台につき)		520	520	520	卓球室(1台につき)		780	780	780	
アーチェリー場		1,250	1,460	2,510	アーチェリー場		1,870	2,190	3,760	
トレーニング室(1人につき)		310	310	310	トレーニング室(1人につき)		460	460	460	
研修室, 会議室1, 会議室2及び会議室3(1室につき)		2,090	2,400	4,190	研修室, 会議室1, 会議室2及び会議室3(1室につき)		3,130	3,600	6,280	

備考1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後4時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までをいう。

2 「一般」とは、学齢に達しない者、小学校の児童及び中学校の生徒以外の者をいう。

3 「小学校」には、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。

4 「中学校」には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。

5 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参考)

京都市障害者スポーツセンターの概要

位 置 京都市左京区高野玉岡町5番地

開館時間 午前9時～午後9時(午前、午後、夜間の3部制)

休館日 毎週火曜日、毎月第3金曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日及び年末年始(12月28日から1月4日まで)

主要施設

(1階) 体育室・温水プール・重度体育室・卓球室・事務室・相談室・医務室等

(2階) トレーニング室・会議室・研修室・図書室・和室ラウンジ・ボランティア室

施設規模 敷地面積7,234㎡ 延べ床面積6,997㎡

(参照)

現行京都市障害者スポーツセンター条例(抄)

(利用料金)

第8条 利用の許可を受けたもの(第5条第6号に掲げるものに限る。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(以下略)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市障害者教養文化・体育会館の利用料金の上限額の適正化を図ろうとするものである。

2 条例改正の概要

京都市障害者教養文化・体育会館の利用料金の上限額を次のとおり改定する。

区分			利用料金										
			現行				改正案						
			午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日			
第1 体育 室	全面 利用	日曜日、土曜 日及び休日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			3,030	3,660	3,030	8,800	4,540	5,490	4,540	13,200			
		その他の日	2,510	3,030	2,510	7,220	3,760	4,540	3,760	10,830			
	半面利用	1,250	1,360	1,250	3,450	1,870	2,040	1,870	5,170				
	部分利用（1人 につき）	260	260	260	620	390	390	390	930				
第2 体育 室	全面利用	1,250	1,360	1,250	3,450	1,870	2,040	1,870	5,170				
	部分利用（1人 につき）	260	260	260	620	390	390	390	930				
トレーニング室（1人 につき）		310	310	310	830	460	460	460	1,240				
会議室		2,200	2,510	2,200	6,180	3,300	3,760	3,300	9,270				
視聴覚室		830	1,040	830	2,400	1,240	1,560	1,240	3,600				
付属設備		別に定める。				別に定める。							

備考1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。

2 この表に掲げる利用時間の区分を超えて会館（付属設備を除く。）を利用する場合の利用料金の上限額は、30分までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 開館時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参考)

京都市障害者教養文化・体育会館の概要

位 置 京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原37番地の4

開館時間 午前9時～午後9時（日曜日は午後5時まで）（午前、午後、夜間の3部制）

休 館 日 毎週水曜日（ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合はその翌日）及び年末年始（12月28日から1月4日まで）

主要施設 体育室、会議室、トレーニング室、視聴覚室

施設規模 敷地面積3,668㎡ 延べ床面積1,497㎡

(参照)

現行京都市障害者教養文化・体育会館条例（抄）

(利用料金)

第8条 利用の許可を受けたもの（第5条第6号に掲げるものに限る。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（以下略）

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市福祉ボランティアセンター（以下「センター」という。）の使用料の適正化を図るとともに、開所時間を変更しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 会議室等の使用料の改定

会議室及び和室について、使用料の適正化を図るため、次のとおり使用料を改定する。

区分(※1)			使用料	
			現行	改正案
会議室	大会議室	午前	14,140	(変更なし)14,140
		午後	18,850	(変更なし)18,850
		夜間	24,720	21,210(※2)
	第1会議室, 第2会議室及び第3会議室	午前	無料	1,170
		午後		1,570
		夜間		1,760
	第4会議室及び第5会議室	午前		3,060
		午後		4,080
		夜間		4,590
	和室A及び和室B	午前	470	
午後		620		
夜間		700		

※1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時（現行は午後9時30分）までをいう。

※2 大会議室の夜間の使用料改定は、(2)のとおり開所時間を変更することに伴うもの。

(2) 開所時間の変更

センターの利用実態を踏まえ、運営の適正化・効率化を図るため、開所時間を次のとおり変更する。

区分	現行	改正案
作業室、ミーティング室及び図書コーナー以外の施設	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時まで
作業室及びミーティング室	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで

3 施行期日

令和4年6月1日

(参考)

1 センターの概要

- 名称 京都市福祉ボランティアセンター
位置 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
「ひと・まち交流館 京都」3階
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下2階建て
延べ床面積 528.49㎡ (京都市福祉ボランティアセンター専用部分のみ)
開設年月 平成15年6月
事業の概要 (1) 福祉ボランティア活動のための施設の提供
(2) 福祉ボランティア活動に関する相談及び指導
(3) 福祉ボランティア活動に関する調査及び研究
(4) 福祉ボランティア活動に関する情報の収集及び提供
(5) 福祉ボランティア活動に関する講座、研修等の開催
(6) 福祉ボランティア活動を行う者相互の間の交流の促進
(7) その他市長が必要と認める事業

2 「ひと・まち交流館 京都」内各センターの対応

本条例改正は、「ひと・まち交流館 京都」内の各センター共通事項であり、次の各センターとも本件と同様に各センター条例の改正を行う。

- ・京都市市民活動総合センター (文化市民局)
- ・京都市長寿すこやかセンター (保健福祉局)
- ・京都市景観・まちづくりセンター (都市計画局)

(参照)

現行京都市福祉ボランティアセンター条例(抄)

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用料)

第8条 大会議室及び付属設備の使用の許可を受けたもの並びに駐車場を使用するもの(自動二輪車以外の自動車を駐車させるものに限る。)は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。

(以下略)

別表第1(第4条関係)

区分	開所時間	休所日
作業室、ミーティング室及び図書コーナー以外の施設	午前9時から午後9時30分まで	1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月
作業室及びミーティング室	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前9時から午後5時まで	31日まで並びに別に定める日
図書コーナー	午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前10時から午後5時まで	

別表第2(第8条関係)

区分		使用料
大会議室	午前	円 14,140
	午後	18,850
	夜間	24,720
駐車場(1回につき)	410円。ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに200円を410円に加えた額	
付属設備	別に定める。	

備考

- 1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいう。
- 2 この表に掲げる使用時間の区分を超えて大会議室を使用する場合の使用料は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 3 開所時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、その都度別に定める。

22

議第47号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(保健福祉局)

1 条例改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次の措置を講じようとするものである。

- (1) 基礎賦課額の上限額の改定
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額の上限額の改定
- (3) 未就学児の被保険者均等割額の減額制度の創設

2 条例改正の概要

- (1) 基礎賦課額の上限額の改定（第11条関係）

保険料の基礎賦課額の上限額を以下のとおり引き上げる。

区 分	現 行	改 正 案
基 礎 賦 課 額	630,000円	650,000円

- (2) 後期高齢者支援金等賦課額の上限額の改定（第14条の3関係）

保険料の後期高齢者支援金等賦課額の上限額を以下のとおり引き上げる。

区 分	現 行	改 正 案
後期高齢者支援金等賦課額	190,000円	200,000円

- (3) 未就学児の被保険者均等割額の減額制度の創設（第10条の2及び改正後の第17条の4関係）

世帯に小学校就学前[※]の被保険者（以下「未就学児」という。）がいる場合、当該未就学児の被保険者均等割額（低所得者世帯に係る減額が適用されている場合は減額適用後の被保険者均等割額）について、10分の5を乗じて得た額を減額するものとする。

また、本減額制度の創設に伴い、基礎賦課総額及び後期高齢者支援金等賦課総額の算定方法について、当該減額制度を踏まえた算定とするよう規定を整備する。

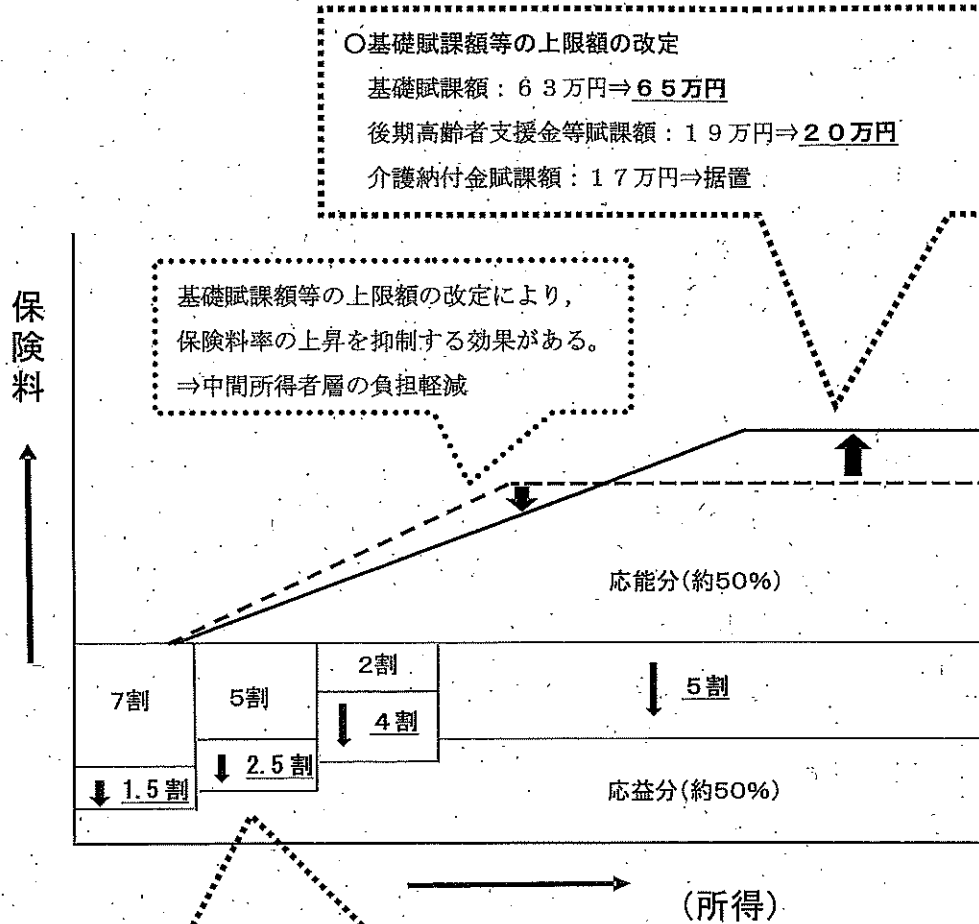
※ 小学校就学前：6歳に到達後、最初の3月31日までの期間

3 施行期日

令和4年4月1日

(参考)

[基礎賦課額等の上限額改定及び未就学児の被保険者均等割額の減額制度の創設に係るイメージ図]



○未就学児の被保険者均等割額の減額制度の創設

未就学児の被保険者均等割額（低所得者世帯に係る減額（以下「軽減」という。）が適用されている場合は、軽減適用後の被保険者均等割額）について、10分の5を乗じて得た額を減額する（以下「未就学児減額」という。）。

未就学児の被保険者均等割額の減額率

7割軽減適用世帯の未就学児	⇒	(軽減) 7割 + <u>(未就学児減額) 1.5割</u>	=	<u>8.5割</u>
5割軽減適用世帯の未就学児	⇒	(軽減) 5割 + <u>(未就学児減額) 2.5割</u>	=	<u>7.5割</u>
2割軽減適用世帯の未就学児	⇒	(軽減) 2割 + <u>(未就学児減額) 4割</u>	=	<u>6割</u>
軽減なし世帯の未就学児	⇒	(軽減) 0割 + <u>(未就学児減額) 5割</u>	=	<u>5割</u>

財政支援

未就学児減額については、減額した額の2分の1を国が、4分の1を都道府県が、残りの4分の1を市町村が負担する。

対象人数

約8,000人

(参照)

現行京都市国民健康保険条例 (抄)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第10条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第17条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金(法75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金等」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項に規定する財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保険事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金(法第75条の2第1項に規定する国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。)に係

るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（基礎賦課額）

第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、同一世帯に属する被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合計額とする。ただし、基礎賦課額は、630,000円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課額）

第14条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、同一世帯に属する被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合計額とする。ただし、後期高齢者支援金等賦課額は、190,000円を超えることができない。

1 条例改正の趣旨

- (1) 令和3年8月に策定した行財政改革計画において、手数料について、証明書の発行など、特定の方の必要に応じて提供される役務の費用に関して、その役務を必要とする方としない方との負担の公平性のため、この必要費用を原則100%御負担いただくものとし、現状を点検した。
- (2) 点検結果を踏まえ、以下のとおり、介護サービス事業者の指定、指定更新及び許可更新の申請に係る審査事務について、新たに手数料を徴収するとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものである。

2 条例改正の概要

- (1) 介護サービス事業者の指定申請等に対する審査に係る手数料の新設(第12条の2及び別表関係)
介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可及び変更許可の申請に係る審査事務に対してのみ徴収している手数料について、受益者負担の観点から、新たに介護サービス事業者の指定、指定更新及び許可更新の申請についても徴収の対象とする。サービスごとの手数料の金額については、審査事務に要する経費に基づき、次表のとおり定める。

区分	指定又は開設許可	指定更新, 許可更新又は変更許可
居宅サービス (通所介護, 通所リハビリテーション, 特定施設入居者生活介護)	円 30,000	円 10,000
その他の居宅サービス (訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハビリテーション, 居宅療養管理指導, 短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 福祉用具貸与, 特定福祉用具販売)	20,000	
地域密着型サービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 夜間対応型訪問介護)	20,000	10,000
地域密着型サービス (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	30,000	15,000
その他の地域密着型サービス (地域密着型通所介護, 認知症対応型通所介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 複合型サービス)		10,000
居宅介護支援	20,000	10,000
介護老人福祉施設	45,000	15,000
介護老人保健施設, 介護医療院 ※	63,000	許可更新15,000 変更許可33,000
介護予防サービス, 地域密着型介護予防サービス, 介護 予防支援, 介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)	15,000	8,000

※ 介護老人保健施設及び介護医療院の開設の許可及び変更許可については、これまでから手数料を徴収している。

(2) その他

介護保険法施行令の一部改正に伴い、規定整備を行う。

3 施行期日

(1) 上記2(1)の改正

令和4年6月1日

(2) 上記2(2)の改正

公布の日

(参照)

現行京都市介護保険条例(抄)

第6条 (前略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(2)(令第22条の2の2第7項に規定する老齢福祉年金の受給権を保険料の賦課期日に有していた者に限る。),ロ若しくはニ,第2号ロ,第3号ロ,第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第4条第1項第6号イ,第7号イ,第8号イ,第9号イ若しくは第10号イに定める者(以下「被保護者等」という。)に該当するに至った第1号被保険者(既に被保護者等に該当している者で,従前の同条に規定する保険料率と異なる保険料率(従前の保険料率よりも少なくなる場合に限る。以下同じ。)に係る被保護者等に該当するに至ったものを含む。)に係る保険料の額は,被保護者等(被保護者等が従前の同条に規定する保険料率と異なる保険料率に係る被保護者等に該当するに至ったときは,当該異なる保険料率に係る被保護者等。以下この項において同じ。)に該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した保険料の額と,被保護者等に該当するに至った日の属する月から同条の規定を適用した場合の額を月割りにより算定した保険料の額との合計額とする。

(中略)

第12条の2 法の規定に基づく許可の申請に対する審査について,別表に掲げる手数料を徴収する。

(中略)

別表(第12条の2関係)

区分	手数料(1件につき)
法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設又は法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	円 63,000
法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設又は法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)の申請に対する審査	33,000

(以下略)

議第49号

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例の制定について

(保健福祉局)

1. 条例改正の趣旨

京都市深草墓園納骨堂の納骨件数の増加に対応するため、収蔵容量の低減を目的として納骨堂の永年納骨に粉状焼骨の区分を設け、当該区分に係る使用料を定めるとともに、今後実施する老朽化対策等の工事を踏まえ、その他の焼骨の使用料の適正化を図ろうとするものである。

2. 条例改正の概要

京都市深草墓園納骨堂の永年納骨について、次のとおり、粉状焼骨の区分を設けるとともに、使用料を改定する。

現 行			改 正 案		
区 分	使用料 (1体につき)		区 分	使用料 (1体につき)	
	市内	市外		市内	市外
永年納骨	円	円	永年納骨	円	円
	20,000	40,000		粉状焼骨	20,000
			その他の焼骨	50,000	100,000

3. 施行期日

令和4年6月1日

(参考)

施設の概要

名 称 京都市深草墓園
 位 置 京都市伏見区深草石峰寺山町
 敷地面積 21,260㎡
 納骨堂面積 158.67㎡

(参照)

現行京都市深草墓園条例 (抄)

(使用料等)

第9条 使用者は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

(以下略)

別表 (第9条関係)

区分		使用料 (1体につき)	
		市内	市外
納骨堂	短期納骨	円 12,000	円 24,000
	永年納骨	20,000	40,000
樹木型納骨施設		180,000	360,000

備考 市内の欄は次のいずれかに該当する場合について、市外の欄は次のいずれにも該当しない場合について、それぞれ適用する。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者が納骨する場合
- (2) 死亡時に本市又は旧京北町の区域内に住所を有していた者の納骨をする場合
- (3) 本市の区域内に住所を有する者が生前予約使用をする場合

1 条例改正の趣旨

(1) 長期優良住宅促進法の改正に伴う改正

長期優良住宅の普及の促進に関する法律* (以下「長期優良住宅促進法」という。)等の一部改正に伴い、審査に係る手数料を新たに定めようとするものである。

※ 長期優良住宅促進法は、長期にわたり良好な状態で使用できる措置が講じられた優良な住宅の普及を促進することを目的としている。この間、国において長期優良住宅建築等計画(以下「長期優良計画」という。)の認定制度の更なる普及促進の検討が進められ、共同住宅に係る認定の促進や、手続の合理化などに関する法改正が行われた。

(2) 行財政改革計画に基づく総点検を踏まえた改正

令和3年8月に策定した行財政改革計画において、手数料について、証明書の発行など、特定の方の必要に応じて提供される役務の費用に関して、その役務を必要とする方としない方との負担の公平性のため、この必要費用を原則100%御負担いただくものとし、現状を点検した。

点検結果を踏まえ、次のとおり手数料を定めようとするものである。

ア 建築基準法(以下「建基法」という。)の規定に基づく申請に対する審査に係る手数料を新たに定める。

イ 都市計画法(以下「都計法」という。)に基づき定められた都市計画の規定に基づく認定の申請に対する審査に係る手数料を新たに定める。

ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)の規定に基づく申請に対する審査に係る手数料を新たに定める。

2 条例改正の概要

(1) 長期優良住宅促進法の規定に基づく審査に係る手数料の新設

ア 分譲共同住宅の管理組合等による長期優良計画の認定等の手数料の新設

所得税等の減税措置が受けられる長期優良計画の認定制度の更なる普及促進を目的として、分譲共同住宅の場合、これまで各区分所有者が所有する部分について戸別に認定等を受ける必要があったものを、管理組合等が一括して認定等を受けることと変更された。

この認定に係る手数料については、審査内容が従来の共同住宅に係る長期優良計画の認定等と差がないため、同一の区分の手数料を適用する。

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「住宅品確法」という。)に基づく審査を受けた場合の長期優良計画の認定に係る手数料の新設

これまで、長期優良住宅促進法に定める長期使用構造であることを確認する審査と、住宅品確法における住宅の性能の表示や評価に関する審査を別々に行っていたところ、長期優良計画の認定申請に関する手続の合理化を目的として、住宅品確法において両方の審査を併せて、住宅品確法で規定された登録住宅性能評価機関が確認する制度が新たに設けられた。

この確認を受けた住宅の長期優良計画の認定の審査については、登録住宅性能評価機関

が事前に技術的審査を行う従来の場合と本市による審査内容に差がないため、同一の区分の手数料を適用する。

ウ 容積率の特例許可申請に対する審査に係る手数料の新設

長期優良計画の認定制度の普及促進を行うとともに、公開空地の確保等による市街地環境の整備改善に資することを目的として、認定を受けた長期優良計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例に関する許可制度が新たに定められたため、当該制度の申請に係る手数料を、次のとおり新たに定める。

区分	手数料
認定を受けた長期優良計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例に関する許可（容積率許可）	160,000円

(2) 建基法の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査に係る手数料の新設

土地を建築物の敷地として利用するため築造し、その位置の指定を受けた道路（建基法第42条第1項第5号に規定する道路。以下「位置指定道路」という。）とするための申請に対する審査について、特定の者に対する事務に該当することから、手数料の適正化を図るため、当該指定の申請に係る手数料を、次のとおり新たに定める。

なお、当該申請のうち、既存の道の位置の指定をするものについては、市街地の防災機能の向上に資するものであることから、手数料を徴収しない。

区分	手数料
位置指定道路の指定（既存の道を除く。）	51,000円

(3) 都計法に基づき定められた都市計画の規定に基づく制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の新設

高度地区に関する都市計画の決定及び変更の際現に存する建築物等で、高度地区の高さ制限に適合しない建築物の増築の認定申請に対する審査について、特定の者に対する事務に該当することから、手数料の適正化を図るため、当該指定の申請に係る手数料を、次のとおり新たに定める。

種別	手数料
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定に基づく制限の適用除外に係る認定（増築が用途上又は構造上やむを得ないもので、かつ、地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないことの認定に限る。）の申請に対する審査	85,000円

(4) 高齢者住まい法の規定に基づく申請に対する審査に係る手数料の新設

高齢者住まい法（次表において「法」という。）の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は登録の更新に係る申請に対する審査について、特定の者に対する事務に該当することから、手数料の適正化を図るため、当該指定の申請に係る手数料を、次のとおり新たに定める。

種別	サービス付き高齢者向け住宅の戸数	手数料
法第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は同条第2項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査	10戸以下のもの	25,500円
	10戸を超え20戸以下のもの	29,800円
	20戸を超え30戸以下のもの	34,100円
	30戸を超え40戸以下のもの	38,300円
	40戸を超え50戸以下のもの	42,600円
	50戸を超え70戸以下のもの	51,100円
	70戸を超え100戸以下のもの	63,900円
	100戸を超えるもの	76,700円

備考 この表の規定にかかわらず、次に掲げる場合の手料は、この表に掲げるサービス付き高齢者向け住宅の戸数に応じこの表に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。

- (1) 登録（登録の更新を含む。以下この備考において同じ。）に係るサービス付き高齢者向け住宅の各居住部分（法第7条第1項第1号に規定する各居住部分をいう。以下この号において同じ。）の床面積が25平方メートル未満の場合又は各居住部分が台所、収納設備若しくは浴室を備えたものでない場合 6,300円
- (2) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の入居契約（法第6条第1項第12号に規定する入居契約をいう。次号において同じ。）に係る家賃等（法第6条第1項第12号に規定する家賃等をいう。）の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合 6,300円
- (3) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の入居契約の種類が賃貸借以外の場合 4,200円

(5) その他

その他、必要な規定整備を行う。

3 施行期日

- (1) 上記2(1)及び(5)の改正

公布の日

- (2) 上記2(2)、(3)及び(4)の改正

令和4年6月1日

(参考) 長期優良計画の認定等の手数料

種別	延べ面積	手数料 (円)				
		新築			増築又は改築	
		登録性能 評価機関 により構 造等の確 認を受け た住宅 ※2	登録性能 評価機関 により構 造等の一 部の確認 を受けた 住宅	市が全て の内容を 審査する 住宅	登録性能 評価機関 により構 造等の確 認を受け た住宅 ※2	市が全て の内容を 審査する 住宅
共同住宅等の建築 主又は管理者等 による長期優良計 画の認定申請手 数料 (分譲共同住宅を 含む) ※1	200㎡以下	18,000	29,000	79,000	27,000	118,000
	200㎡を超え 500㎡以下	34,000	67,000	117,000	50,000	175,000
	500㎡を超え 1,000㎡以下	55,000	107,000	184,000	81,000	274,000
	1,000㎡を超え 3,000㎡以下	98,000	204,000	381,000	144,000	568,000
	3,000㎡を超え 5,000㎡以下	171,000	338,000	730,000	251,000	1,090,000
	5,000㎡を超え 10,000㎡以下	296,000	508,000	1,242,000	435,000	1,854,000
	10,000㎡を超え 20,000㎡以下	547,000	924,000	2,326,000	803,000	3,471,000
	20,000㎡を超え 30,000㎡以下	773,000	1,257,000	3,573,000	1,133,000	5,333,000
	30,000㎡を 超える	928,000	1,526,000	4,809,000	1,361,000	7,182,000
	共同住宅等につ いて管理者等が 決定した旨の 変更認定申 請手数料 (分譲共同住宅 を含む) ※1		6,100	6,100	6,100	6,100

※1 上記2(1)アに係る内容

※2 上記2(1)イに係る内容

議第52号

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例の制定について

(都市計画局)

1. 条例改正の趣旨

- (1) 令和3年8月に策定した行財政改革計画において、公の施設の管理運営等に係る費用について、施設類型ごとに公費負担と受益者負担のあるべき割合を定め、受益者負担の適正化を掲げている。
- (2) 本計画に基づき、各施設の性質に応じて公費負担割合の上限を設定し、現行の公費負担割合と比較する点検を実施した結果、上限を上回る施設について、運営コストの削減や、施設稼働率の向上に取り組んでもなお、上限を上回る場合は、使用料の改定を行う方針としている。
- (3) 京都市醍醐交流会館（以下「会館」という。）については、運営コストの点検を行ったうえでもなお、公費負担割合の上限を上回っていることから、以下のとおり、会館の使用料を改定しようとするものである。

なお、改定後の使用料は現行使用料の1.5倍（10円未満切捨て）を上限とする。

2. 条例改正の概要

(1) 会館の使用料の改定

会館の使用料を次のとおり改定する。

(単位：円)

区 分		使 用 料					
		現 行			改 正 案		
		午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
ホール	日曜日、土曜日及び休日	20,110	26,400	30,170	<u>30,160</u>	<u>39,600</u>	<u>45,250</u>
	そ の 他 の 日	16,340	20,110	23,880	<u>24,510</u>	<u>30,160</u>	<u>35,820</u>
第1会議室及び第2会議室		3,140	3,980	4,810	<u>4,710</u>	<u>5,970</u>	<u>7,210</u>
第3会議室		2,300	2,930	3,350	<u>3,450</u>	<u>4,390</u>	<u>5,020</u>
和室 A		1,040	1,360	1,460	<u>1,560</u>	<u>2,040</u>	<u>2,190</u>
和室 B		830	1,150	1,250	<u>1,240</u>	<u>1,720</u>	<u>1,870</u>
音楽スタジオ		2,300	2,930	3,350	<u>3,450</u>	<u>4,390</u>	<u>5,020</u>

※ 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。

(2) その他

その他、必要な規定の整備を行う。

3. 施行期日

令和4年6月1日

(参考) 京都市醍醐交流会館の概要

名称	京都市醍醐交流会館
位置	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1 (パセオ・ダイゴロー西館2階の一部)
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下3階地上6階建て
延べ床面積	2,087.44㎡
開設年月	平成9年4月
事業の概要	(1) 市民相互の間の交流に関する活動を行うための施設の提供 (2) 音楽、演劇、舞踏等の公演その他の文化的な催物のための施設の提供 (3) 講習、研修、会議等のための施設の提供 (4) その他、市長が必要と認める事業

(参照)

現行京都市醍醐交流会館条例(抄)

(使用料)

第7条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

(以下略)

別表(第7条関係)

区分		使用料		
		午前	午後	夜間
ホール	日曜日、土曜日 及び休日	円 20,110	円 26,400	円 30,170
	その他の日	16,340	20,110	23,880
	第1会議室及び第2会議室	3,140	3,980	4,810
第3会議室		2,300	2,930	3,350
和室A		1,040	1,360	1,460
和室B		830	1,150	1,250
音楽スタジオ		2,300	2,930	3,350
付属設備		別に定める。		

備考

- 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
- ホールを入场料(使用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収しない催物で、営業の宣伝その他これに類する目的を有しないものを使用する場合の使用料は、この表に掲げる額の10分の6に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- ホールを準備、練習等のために使用する場合の使用料は、この表に掲げる額(2の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額)の10分の5に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(以下略)

1 条例改正の趣旨

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、京都市景観・まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）の使用料の適正化を図るとともに、開所時間を変更しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 会議室等の使用料の改定

会議室及び和室について、使用料の適正化を図るため、次のとおり使用料を改定する。

区分（※1）			使用料		備考
			現行	改正案	
会議室	大会議室	午前	円 14,140	(変更なし) 14,140	「ひと・まち交流館 京都」に 存する各センター共用
		午後	18,850	(変更なし) 18,850	
		夜間	24,720	21,210(※2)	
	第1会議室、第2 会議室及び第3会 議室	午前	無料	1,170	
		午後		1,570	
		夜間		1,760	
	第4会議室及び第 5会議室	午前		3,060	
		午後		4,080	
		夜間		4,590	
	ワークショッ プルーム1及びワ ークショッ プルーム2	1時間		860	
和室A及び和室B	午前	470		「ひと・まち交 流館 京都」に 存する各セン ター共用	
	午後	620			
	夜間	700			

※1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時（現行は午後9時30分）までをいう。

※2 大会議室の夜間の使用料改定は、(2)のとおり開所時間の変更に伴うもの。

(2) 開所時間の変更

まちづくりセンターの利用実態を踏まえ、運営の適正化・効率化を図るため、開所時間を次のとおり変更する。

区分	現行	改正案
相談室、京のまちかど展示コーナー及び図書コーナー以外の施設	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時まで
相談室及び京のまちかど展示コーナー	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び休日は午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日は午前9時から午後5時まで

3 施行期日

令和4年6月1日

(参考)

1 まちづくりセンターの概要

- 名称 京都市景観・まちづくりセンター
- 位置 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
「ひと・まち交流館 京都」1階及び地下1階
- 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下2階建て
- 延べ床面積 2,349.46㎡ (京都市景観・まちづくりセンター専用部分のみ)
- 開設年月 平成15年6月
- 事業の概要 (1) 景観・まちづくり活動のための施設の提供
(2) 景観・まちづくり活動に関する相談
(3) 景観・まちづくり活動に関する情報の収集及び提供
(4) 景観・まちづくり活動に関する資料の展示
(5) 景観・まちづくり活動に関する講座等の開催
(6) 景観・まちづくり活動を行うもの相互の間の交流の促進
(7) その他市長が必要と認める事業

2 「ひと・まち交流館 京都」に存する各センターの対応

本条例改正は、「ひと・まち交流館 京都」内の各センター共通事項であり、次の各センターとも本件と同様に各センター条例の改正を行う。

- ・京都市市民活動総合センター (文化市民局)
- ・京都市福祉ボランティアセンター (保健福祉局)
- ・京都市長寿すこやかセンター (保健福祉局)

(参照)

現行京都市景観・まちづくりセンター条例(抄)

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用料)

第8条 大会議室及び付属設備の使用の許可を受けたもの並びに駐車場を使用するもの(自動二輪車以外の自動車を駐車させるものに限る。)は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。

(以下略)

別表第1(第4条関係)

区分	開所時間	休所日
相談室、京のまちかど展示コーナー及び図書コーナー以外の施設	午前9時から午後9時30分まで	1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月
相談室及び京のまちかど展示コーナー	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前9時から午後5時まで	31日まで並びに別に定める日
図書コーナー	午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前10時から午後5時まで	

別表第2(第8条関係)

区分	使用料
大会議室	円
午前	14,140
午後	18,850
夜間	24,720
駐車場(1回につき)	410円。ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに200円を410円に加えた額
付属設備	別に定める。

備考

- 1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいう。

(以下略)

1 条例制定の趣旨

都市緑地法の規定に基づく市民緑地[※]を設置することに伴い、当該市民緑地の管理について必要な事項を定めようとするものである。

※ 市民緑地

都市緑地法に定められた市民緑地制度に基づき、土地所有者との合意の下、民有地の緑化や残された緑地の保全を図るとともに、これらを住民の利用に提供する緑地や広場として確保することで、緑の創出と保全を推進するもの（現在、東本願寺前において本市初の市民緑地を整備中）

2 条例の概要

(1) 指定管理者による管理（第2条）

効果的・効率的な管理を行うとともに、市民緑地の魅力の向上を図るため、市民緑地の管理を指定管理者に行わせる。

(2) 市民緑地の管理（第3条から第5条まで及び第9条から第12条まで）

市民緑地でイベント等を実施する場合の制限に係る許可について、指定管理者に行わせるとともに、市民緑地内の禁止行為、利用の禁止又は制限を求める事項、並びにそれらの規定に違反した場合の措置及び過料等について規定する。

(3) 利用料金（第6条から第8条まで）

市民緑地でイベント等を行う許可を受けた者が納入する利用料金の上限額を以下のとおり設定し、その利用料金を指定管理者に収受させるとともに、利用料金の還付及び減免を認める事項について規定する。

区分	利用単位	単位期間	利用料金（※）
業として行う写真撮影	1回	1時間	3,800円
業として行う映画撮影			7,800円
興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1平方メートル	1日	130円
工作物、物件又は施設の設置			

※ 京都市都市公園条例に定める使用料と同額

3 施行期日

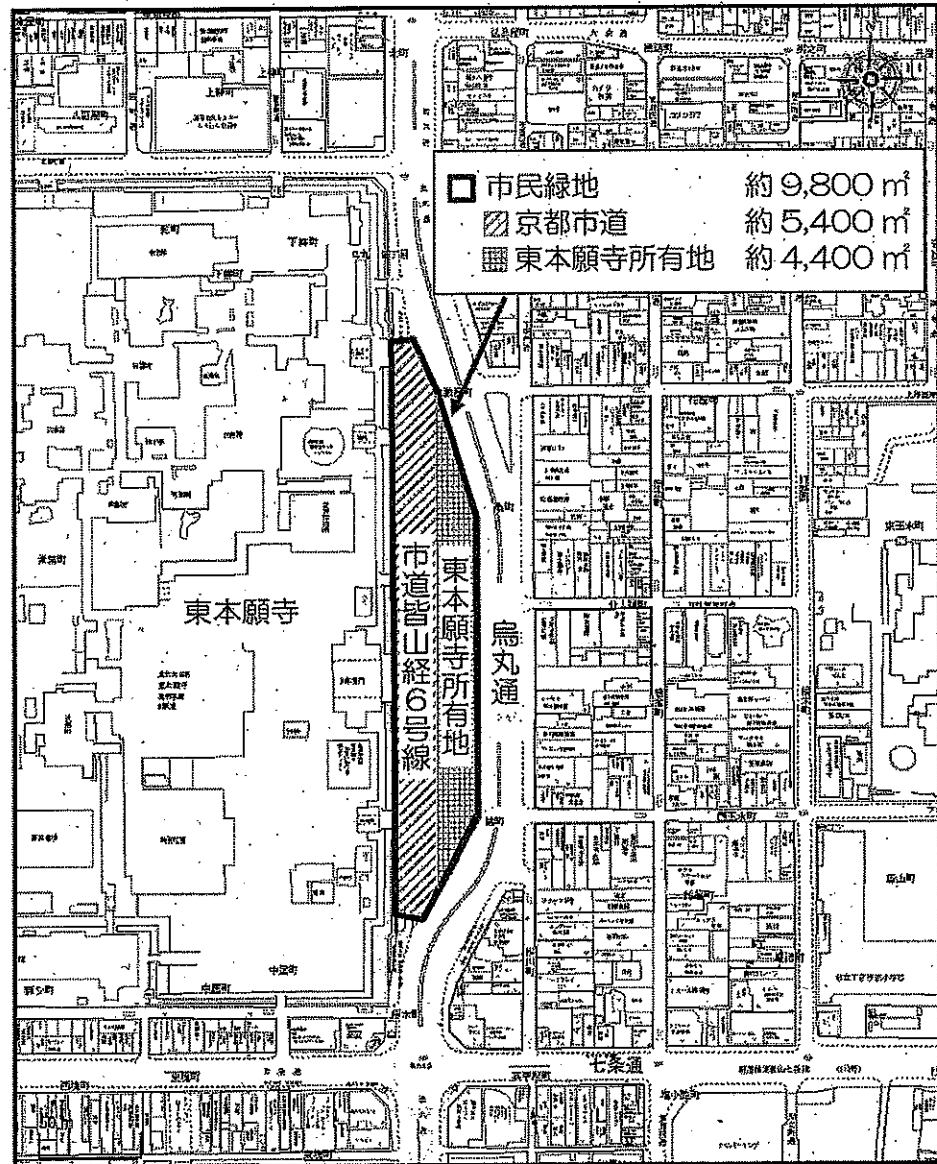
市規則で定める日

(参考)

1 市民緑地（東本願寺前）の概要

- (1) 名称 東本願寺前市民緑地
- (2) 所在地 京都市下京区常葉町他地内
- (3) 敷地面積 約9,800平方メートル
- (4) 主な施設 多目的広場、噴水周り広場、芝生広場、便所、手洗い水栓、照明ほか

2 付近見取図



3 これまでの経過及び今後のスケジュール

- 令和元年11月21日 「東本願寺前市民緑地整備」共同記者会見
- 令和3年 6月30日 市民緑地契約の締結
- 11月19日 市道皆山経6号線車道閉鎖（工事着手）
- 令和5年 3月 東本願寺前市民緑地供用開始予定

1 条例改正の趣旨

- (1) 本市が設置する都市公園の使用料及び有料公園施設の利用料金の適正化を図ろうとするものである。
- (2) 公園管理者が都市公園において除却し、又は除却させて保管した工作物その他の物件又は施設について必要な事項を定めるとともに、その他規定を整備しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 都市公園の使用料の上限額の改定（別表第2関係）

本市が設置する都市公園の使用料の適正化等を図るため、使用料の上限額を改定するとともに、都市公園に郵便差出箱及び信書便差出箱を設置する場合における使用料の上限額のほか、京都市道路占用料条例の規定に準拠し、伝統的建造物群保存地区等に電柱等を設置する場合における使用料の上限額（通常の使用料の上限額に2を乗じて得た額）を定める。

ア 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

区 分			使用 単位	単位 期間	使 用 料	
					現 行	改正案
公園施設の設置	土地の 使用	公園施設	1平方 メートル	1月	円 385	円 440
		仮設の公園施設		1日	115	130
	水面の 使用	遊船	1隻	1月	4,240	4,800
		船着場	1平方 メートル		115	130
公園施設の管理			メートル	1日	425	490

イ 公園を占用し、又は利用する場合の使用料

区 分			使用 単位	単位 期間	使 用 料	
					現 行	改正案
電柱, その支柱その他これらに類するもの			1本	1年	円 3,400	円 3,800
電線			1メートル		480	530
変圧塔			1基		3,100	4,400
鉄塔			1平方 メートル		3,100	4,400
地下埋設物	管路		1メートル		2,000	2,100
	その他のもの		1平方 メートル		2,000	2,100
郵便差出箱及び信書便差出箱						1,800
公衆電話所			1基		3,100	4,400
標識			1本		2,500	3,500

区 分	使用 単位	単位 期間	使 用 料	
			現 行	改正案
工事用施設及び工事用材料置場	1平方 メートル	1日	円 115	円 130
興行、競技会、集会、展 示会、博覧会その他これ らに類する催し	ステージ	1面	1,500	1,700
	その他の場所	1平方 メートル	1日	115
業として行う写真撮影	1回	1時間	3,370	3,800
業として行う映画撮影			6,860	7,800

(2) 有料公園施設の利用料金の上限額の改定（別表第3関係）

令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、有料公園施設の利用料金の適正化を図るため、利用料金の上限額について改定する。

ア 有料公園施設の利用料金

区 分		利用 単位	単位 期間	利 用 料 金			
有料公園	有料公園施設			現 行		改正案	
				日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日
			円	円	円	円	
岡崎公園	野球場	1面	3,450	2,090	4,310	2,610	
一乗寺公園	野球場		2,720	1,670	3,400	2,080	
岩倉東公園	野球場兼運動場		2,720	1,670	3,400	2,080	
朱雀公園	野球場兼運動場		2,720	1,670	3,400	2,080	
東野公園	野球場		2,720	1,670	3,400	2,080	
勸修寺公園	野球場兼運動場		2,720	1,670	3,400	2,080	
殿田公園	野球場兼運動場		2,720	1,670	3,400	2,080	
吉祥院公園	野球場		3,450	2,090	4,310	2,610	
上鳥羽公園	野球場		2,720	1,670	3,400	2,080	
桂川緑地久 我橋東詰公 園	第1球技場		2,720	830	3,400	(従前)830	
	第2球技場		2,200	730	2,750	(従前)730	
	第3球技場		1,780	520	2,220	(従前)520	
	運動場兼ソフトボール場		2,720	830	3,400	(従前)830	
	テニスコート		940	730	1,170	(従前)730	
牛ヶ瀬公園	野球場		2,720	1,670	3,400	2,080	
小畑川中央公園	野球場兼運動場		2,720	1,670	3,400	2,080	
三栖公園	野球場		2,720	1,670	3,400	2,080	
伏見公園	野球場兼運動場		2,720	1,670	3,400	2,080	
伏見桃山城 運動公園	野球場		3,450	2,090	4,310	2,610	
	野球場兼 運動場		半面	2,720	1,670	3,400	2,080
	野球又はソ フトボール のために利 用する場合 その他の 場合	1面					

※ 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

イ 稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、以下のとおり定める。

(7) 供用時間を超えて、当該有料公園施設を利用する場合における利用料金の上限額（通常の利用料金の上限額に3を乗じて得た額）を定める。

(i) 利用者が入場料を徴収する場合、入場料収入額に一定の割合を乗じた金額と利用料金を比較し、高い金額を利用料金の上限額とするよう定める。

(3) 工作物等を保管した場合の手続の追加

除却した工作物等を保管、売却又は返還する場合の手続について、都市公園法第27条の規定に基づき追加する。

(4) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

(1) 上記2(1)の改正

令和4年6月1日

(2) 上記2(2)の改正

令和5年4月1日

(3) 上記2(3)及び(4)の改正

公布の日

(参照)

都市公園法（抄）

(監督処分)

第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この法律（前条を除く。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者

(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者

（中略）

4 公園管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

5 公園管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令。以下この条において同じ。）で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

6 公園管理者は、第4項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して2週間（工作物等が特に貴重なものであるときは、3月）を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若し

くは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

現行京都市都市公園条例（抄）

（使用料）

第10条 法又はこの条例の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる額の範囲内において別に定める使用料を納入しなければならない。

（以下略）

（利用料金等）

第12条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（以下略）

（使用料等の還付）

第12条の2 既納の使用料及び既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市長が法第27条第2項又はこの条例第13条第2項の規定による処分をし、又はこれらの規定による必要な措置を命じたとき。
- (2) 災害その他の不可抗力により使用し、又は利用することができなくなったとき。
- (3) 使用者又は利用者（以下「使用者等」という。）が使用又は利用を開始する日の7日前までに使用又は利用の取消しを申し出たとき。
- (4) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

1. 条例改正の趣旨

京都市大宮交通公園を利用するものが、業として写真又は映画を撮影する場合における利用料金を指定管理者に収受させようとするものである。

2. 条例改正の概要

指定管理者による効果的・効率的な管理を行うため、本市が行っている行為の制限に係る許可のうち、業として行う写真又は映画撮影について、指定管理者に許可権限を委譲するとともに、その許可に基づき収受させる利用料金の上限額を、以下のとおり設定する。

区 分	単 位	利用料金 (※)
業として行う写真撮影	1回につき1時間	円 3,800
業として行う映画撮影		7,800

※ 本市の許可に基づく使用料と同額

3. 施行期日

令和5年4月1日

1. 条例改正の趣旨

- (1) 指定管理者に遊戯用電車の管理を行わせるとともに、その利用料金を指定管理者に収受させようとするものである。
- (2) 京都市梅小路公園を利用するものが、業として写真又は映画の撮影及びステージの利用を行う場合における利用料金を指定管理者に収受させようとするものである。
- (3) 緑の館の和室等の供用時間を延長するとともに、利用料金の上限額の適正化を図ろうとするものである。

2. 条例改正の概要

(1) 遊戯用電車の管理

公園と一体的に効果的・効率的な管理を行うため、指定管理者に遊戯用電車の管理を行わせるとともに、その収受させる利用料金の上限額を、以下のとおり設定する。

区 分	単 位	利用料金 (※)
遊 戯 用 電 車	1人につき1日	310 円
	1人につき1回	150

※ 本市が収入している使用料と同額

(2) 行為許可権限の委譲

指定管理者による効果的・効率的な管理を行うため、本市が行っている行為の制限に係る許可のうち、業として行う写真又は映画撮影及びステージの利用について、指定管理者に許可権限を委譲するとともに、その許可に基づき収受させる利用料金の上限額を、以下のとおり設定する。

区 分	単 位	利用料金 (※)
業として行う写真撮影	1回につき1時間	3,800 円
業として行う映画撮影		7,800
ステージを利用した興行、 競技会、集会、展示会、 博覧会その他これらに類 する催し	1面につき1時間	1,700

※ 本市の許可に基づく使用料と同額

(3) 緑の館の和室等の供用時間及び利用料金の改定

ア 供用時間

利用者ニーズに対応するため、緑の館の和室及び茶室の供用時間を、以下のとおり延長する。

現 行	改 正 案
午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで

イ 利用料金

利用者ニーズに対応するため、利用区分を時間単位に変更することに伴い、利用料金の上限額を、以下のとおり改定する。

区 分	現 行							改正案	
	単 位	利用料金						単 位	利用 料金
		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日		
和 室	1 室	円	円	円	円	円	円	1 室	円
茶 室 1		6,800	9,420	—	16,230	—	—	につき	2,700
茶 室 2		2,090	3,140	—	5,230	—	—	1 時間	900
イベント室		3,140	4,190	—	7,330	—	—		1,200
		9,420	10,470	12,570	19,900	23,040	32,470		3,300

※ 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「午前・午後」とは午前9時から午後5時までを、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。

3 施行期日

令和5年4月1日

1 条例改正の趣旨

京都市宝が池公園子どもの樂園を利用するものが、業として写真又は映画を撮影する場合における利用料金を指定管理者に収受させるとともに、駐車場の利用料金の上限額の適正化を図ろうとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 行為許可権限の委譲

指定管理者による効果的・効率的な管理を行うため、本市が行っている行為の制限に係る許可のうち、業として行う写真又は映画撮影について、指定管理者に許可権限を委譲するとともに、その許可に基づき収受させる利用料金の上限額を、以下のとおり設定する。

区 分	単 位	利用料金 (※)
業として行う写真撮影	1回につき1時間	円 3,800
業として行う映画撮影		7,800

※ 本市の許可に基づき使用料と同額

(2) 駐車場の利用料金の改定

休日等の最大料金の適正化を図るとともに、利用者ニーズに対応するため、以下のとおり時間単位の駐車料金を導入する。

区 分	現 行	改正案
	利用料金 (1日1回につき)	利用料金 (1回につき)
日曜日、土曜日 及び休日	520円	40分までごとに200円。ただし、40分までごとに200円を加えた額が900円を超えるときは、900円
その他の日		40分までごとに200円。ただし、40分までごとに200円を加えた額が520円を超えるときは、520円

※ 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

3 施行期日

令和5年4月1日

議第59号

京都市円山公園条例の一部を改正する条例の制定について

(建設局)

1 条例改正の趣旨

指定管理者に京都市円山公園の管理を行わせるとともに、同公園を利用するものが、業として写真又は映画を撮影する場合における利用料金を指定管理者に収受させようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 指定管理者による管理

効果的・効率的な管理を行うとともに、公園の魅力の向上を図るため、新たに公園の管理を指定管理者に行わせるものとする。

(2) 行為許可権限の委譲

指定管理者による効果的・効率的な管理を行うため、本市が行っている行為の制限に係る許可のうち、業として行う写真又は映画撮影について、指定管理者に許可権限を委譲するとともに、その許可に基づき収受させる利用料金の上限額を、以下のとおり設定する。

区 分	単 位	利用料金 (※)
業として行う写真撮影	1回につき1時間	円 3,800
業として行う映画撮影		7,800

※ 本市の許可に基づく使用料と同額

3 施行期日

令和5年4月1日

1 条例改正の趣旨

京都市御池駐車場の駐車料金の上限額の適正化を図ろうとするものである。

2 条例改正の概要

利用の態様、近傍類似の施設の利用料との均衡等を考慮して、京都市御池駐車場の自動二輪車以外の自動車（以下「自動車」という。）の駐車料金の上限額を改定するとともに、利用者の利便性の向上を図るため、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）の昼間における自動車の駐車料金に係る最大料金を設定する。

（自動車の駐車料金）

区 分	駐車料金（1回につき）	
	現 行	改正案
昼 間	30分までごとに260円。ただし、30分までごとに260円を加えた額が1,560円を超えるときは、1,560円	30分までごとに <u>300円</u> 。ただし、30分までごとに <u>300円</u> を加えた額が1,800円を超えるときは、 <u>1,800円</u>
夜 間	60分までごとに260円。ただし、60分までごとに260円を加えた額が1,560円を超えるときは、1,560円	60分までごとに260円。ただし、60分までごとに260円を加えた額が <u>780円</u> を超えるときは、 <u>780円</u>

※ 「昼間」とは、午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは、午後10時から翌日の午前7時までをいう。

※ 昼間における自動車の駐車料金に係る最大料金は、現行、日曜日及び祝日以外の日に適用

3 施行期日

令和4年6月1日

議第 6 1 号

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(建設局)

1 条例改正の趣旨

本市が管理する準用河川に係る流水占用料等の適正化を図ろうとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 占用料の額の改定

受益者負担の適正化を図るため、以下のとおり占用料の額を改定する。

別表第 1 (第 1 条関係)

区 分	単 位	金 額 (円 (年額))	
		現 行	改 正 案
鉱工業用	毎秒1リットル	5,000	5,180
その他		1,200	1,240

別表第 2 (第 1 条関係)

区 分	単 位	金 額 (円)		
		現 行	改 正 案	
			甲	乙
宅地、庭園及び家屋付属地	占用面積1平方メートルにつき1年	680	700	
小屋、材料置場、作業場及び荷揚げ場		900	930	
通路、橋りょう、昇降路及び舟乗降場		750	780	
棧敷、出店及び床ぎ		4,600	5,280	
管路	長さ1メートルにつき1年	120	92 11	
			130 16	
			200 24	
			260 33	
			400 49	
			530 65	
			920 110	
			1,300 160	
			1,200 2,100 260	
電柱及びその支柱類	1本につき1年	1,700	3,800 470	
電話柱及びその支柱類			2,200 270	
その他の柱類			220 27	
鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	4,400 540	
舟係留		760	790	
軌条(鉄道事業法及び軌道法の規定によるものを除く。)		1,200	4,400 540	
漁業装置		300	310	

区 分	単 位	金 額 (円)		
		現 行	改 正 案	
			甲	乙
広告用工作物	表示面積1平方メートルにつき1年	8,500	16,000	2,100
鉱泉採取施設	占有面積1平方メートルにつき1年	10,300	10,670	
耕作(竹木の植栽を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	50	52	
素地のままの家畜及び家きんの飼育	(現行) 1回/ (改正案) 1時間	100	104	
ロケーション, 興行その他催物のための素地のままの占有		15,000	7,800	
農水産業のためのもの	洗い場	80	83	
	干し場	30	31	
農水産業以外のためのもの	洗い場	150	160	
	干し場	80	83	

※ 「甲」は市街化区域; 「乙」はその他の区域に存する土地の占有に適用

別表第3(第1条関係)

区 分	単 位	金 額 (円)	
		現 行	改 正 案
土砂, 砂利, 砂及びぐり石	1立方メートル	310	321
転石(1個50キログラム未満のものを除く。)	1キログラム	8	(変更なし) 8

(2) 占有料を徴収する対象物件の追加

発電用流水占有料の徴収に係る規定について, 国の基準に合わせて追加する。

3 施行期日

令和4年6月1日

1 条例改正の趣旨

京都市観光駐車場の駐車料金の上限額の適正化を図ろうとするものである。

2 条例改正の概要

利用の態様、近傍類似の施設の利用率との均衡等を考慮して、京都市観光駐車場のバス等の駐車料金の上限額を改定する。

(1) 普通駐車料金

区分			駐車料金 (※1)	
			現行	改正案
京都市 清水坂 観光駐車場	バス	昼間 (※2)	1日1回 2,610円	2時間以内につき3,000円 以後、1時間までごとに1,500 円を加えた額
		夜間 (※2)		1回 3,000円
	タクシー及びハイヤー		1日1回 830円	1日1回 1,280円
	自家用車等	月ぎめ以外の場合	1日1回 1,040円	1日1回 1,600円
月ぎめの場合		1月 18,850円	(変更なし) 1月 18,850円	
京都市 嵐山 観光駐車場	バス		1日1回 2,610円	3時間以内につき3,000円 以後、1時間までごとに1,000 円を加えた額
京都市 銀閣寺 観光駐車場				2時間以内につき3,000円 以後、1時間までごとに1,500 円を加えた額
京都市 高雄 観光駐車場				1日1回 3,000円

※1 「1日」とは、有料供用時間（清水坂：午前0時から午後12時まで、嵐山・銀閣寺・高雄：午前8時から午後5時まで）をいう。ただし、清水坂観光駐車場において、午後5時から午後12時までの間に入場させ、かつ、翌日の午前0時から午前8時までの間に退場させるときは、午後5時から翌日の午前8時までを「1日」とする。

※2 清水坂観光駐車場における「昼間」とは、午前8時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後5時から翌日の午前8時までをいう。

(2) 特別駐車料金（※1）

区分			駐車料金（※2）	
			現行	改正案
京都市 清水坂 観光駐車場	バス	昼間（※3）	1日1回 3,140円	2時間以内につき3,600円 以後、1時間までごとに1,800 円を加えた額
		夜間（※3）		1回 3,600円
	タクシー及びハイヤー		1日1回 1,040円	1日1回 1,530円
	自家用車等		1日1回 1,250円	1日1回 1,920円
京都市 嵐山 観光駐車場	バス		1日1回 3,140円	3時間以内につき3,600円 以後、1時間までごとに1,200 円を加えた額
京都市 銀閣寺 観光駐車場				2時間以内につき3,600円 以後、1時間までごとに1,800 円を加えた額
京都市 高雄 観光駐車場				1日1回 3,600円

※1 1月1日から同月3日までの間において市長が必要があると認める場合その他市長が特に必要があると認める場合の車両の駐車（月ぎめによる自家用車等の駐車を除く。）に適用する。

※2 「1日」とは、有料供用時間（清水坂：午前0時から午後12時まで、嵐山・銀閣寺・高雄：午前8時から午後5時まで）をいう。ただし、清水坂観光駐車場において、午後5時から午後12時までの間に入場させ、かつ、翌日の午前0時から午前8時までの間に退場させるときは、午後5時から翌日の午前8時までを「1日」とする。

※3 清水坂観光駐車場における「昼間」とは、午前8時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後5時から翌日の午前8時までをいう。

3 施行期日

令和4年6月1日

1 条例改正の趣旨

京都市円山駐車場、京都市鴨東駐車場及び京都市山科駅前駐車場の駐車料金及び利用料金の上限額の適正化を図ろうとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 京都市円山駐車場

利用の態様、近傍類似の施設の利用料との均衡を考慮して、自動車の駐車料金の上限額を改定するとともに、利用者の利便性の向上を図るため、平日（土曜日を除く。）における自動車の駐車料金に係る最大料金を設定する。

(自動車の駐車料金)

駐車料金（1回につき）	
現 行	改正案
30分までごとに260円	30分までごとに300円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあつては、30分までごとに300円を加えた額が1,500円を超えるときは、1,500円

※ 自動車の駐車料金に係る最大料金は、駐車時間1.2時間までごとに適用

(2) 京都市鴨東駐車場

利用の態様、近傍類似の施設の利用料との均衡を考慮して、自動車の駐車に係る利用料金の上限額を改定する。

(自動車の駐車に係る利用料金)

区 分		利用料金（1回につき）	
		現 行	改正案
自動車を出場させる際に利用料金を支払う場合	午前0時から午前2時まで及び午前7時から午後12時まで	30分までごとに260円	30分までごとに300円

(3) 京都市山科駅前駐車場

利用の態様、近傍類似の施設の利用率との均衡を考慮して、自動車の駐車料金の上限額を改定するとともに、利用者の利便性の向上を図るため、新たな定期駐車券の区分を設定する。

(自動車の駐車料金)

駐車料金 (1回につき)	
現 行	改正案
30分までごとに150円。ただし、平日(土曜日を除く。)にあつては、30分までごとに150円を加えた額が1,250円を超えるときは、1,250円	30分までごとに170円。ただし、平日(土曜日を除く。)にあつては、30分までごとに170円を加えた額が1,360円を超えるときは、1,360円

※ 自動車の駐車料金に係る最大料金は、午前5時から翌日の午前1時まで適用

(自動車等の定期駐車券の区分と駐車料金)

区 分	自動車等を駐車させることができる時間	現 行	改正案
平 日	午前5時から翌日の午前1時まで	15,710円	(変更なし) 15,710円
	午前0時から午後12時まで	25,140円	(変更なし) 25,140円
全 日	午後5時から翌日の午前10時まで	9,420円	(変更なし) 9,420円
	午前5時から翌日の午前1時まで【新設】	—	23,560円
	午前0時から午後12時まで【新設】	—	37,710円

※ 「平日」とは、土曜日及び日曜日以外の日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)をいう。

3 施行期日

令和4年6月1日

1 条例改正の趣旨

- (1) 令和3年8月に策定した行財政改革計画において、公の施設の管理運営等に係る費用について、施設類型ごとに公費負担と受益者負担のあるべき割合を定め、受益者負担の適正化を掲げている。
- (2) 本計画に基づき、各施設の性質に応じて公費負担割合の上限を設定し、現行の公費負担割合と比較する点検を実施した結果、上限を上回る施設について、運営コストの削減や、施設稼働率の向上に取り組んでもなお、上限を上回る場合は、使用料の改定を行う方針としている。一方、上限を下回る施設についても、運営コストの削減等に取り組むほか、各施設の状況に応じた料金設定の在り方を検討することとしている。
- (3) 京都市青少年科学センター（以下「青少年科学センター」という。）については、公費負担割合の上限を下回っているが、定期的な来館者の確保等による利用の更なる促進を目的として、新たに「年間入場券」を創設する。
- (4) また、市民の理科・科学への理解を深め、関心を高める取組の充実に向けた財源を確保するため、入場料等とは別に、特別な展示を実施した際の観覧料及び市民向け講習会等の受講料を新たに徴収する。

2 条例改正の概要

(1) 「年間入場券」の創設

一般の個人来館者を対象に、1年を単位とする「年間入場券」（1,500円）を新たに創設する。

※ 「一般」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生以外の者をいう。

(2) 特別な展示を実施した際の観覧料の徴収

科学の基礎概念及びその応用の理解を深めるための模型、標本等の展示など特別な展示を実施したときは、その期間に限り、内容に応じて、入場料のほか、1回を単位とする入場料の範囲内において観覧料をその都度定め、徴収する。

(3) 市民向け講習会等の受講料の徴収

理科教育に対する市民の関心を高める講習会等を実施したときは、内容に応じて、1回3,000円の範囲内で受講料をその都度定め、徴収する。

3 施行期日

令和4年4月1日

(参照)

現行京都市青少年科学センター条例（抄）

(入場料及びプラネタリウム観覧料)

第3条 科学センターに入場しようとする者は入場料を、プラネタリウムを観覧しようとする者はプラネタリウム観覧料を納入しなければならない。

2 前項の入場料及びプラネタリウム観覧料（以下「入場料等」という。）は、別表のとおりとする。

(中略)

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入場料等を徴収しない。

(以下略)

(入場料等の還付)

第6条 既納の入場料、プラネタリウム観覧料及び実費は、還付しない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

別表(第3条関係)

区 分	入場料(1人につき)		プラネタリウム観覧料 (1人につき)	
	個人	団体	個人	団体
一般	円 520	円 470	円 520	円 470
小学校の児童	100	90	100	90
中学校及び高等学校の生徒並び に高等専門学校の学生	200	180	200	180

備考 (前略)

3 個人が入場料を入場する日前に納入する場合の入場料は、この表に掲げる額の10分の9に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

1 条例改正の趣旨

- (1) 令和3年8月に策定した行財政改革計画において、公の施設の管理運営等に係る費用について、施設類型ごとに公費負担と受益者負担のあるべき割合を定め、受益者負担の適正化を掲げている。
- (2) 本計画に基づき、各施設の性質に応じて公費負担割合の上限を設定し、現行の公費負担割合と比較する点検を実施した結果、上限を上回る施設について、運営コストの削減や、施設稼働率の向上に取り組んでもなお、上限を上回る場合は、使用料の改定を行う方針としている。
- (3) 京都市野外活動施設花背山の家については、運営に係る物品リース契約の精査等により、経費削減を図るとともに、主催事業や広報活動の充実など利用者増加のための取組を行ってきたところであるが、公費負担割合の上限を上回っていることから、以下のとおり、使用料を改定しようとするものである。

2 条例改正の概要

京都市野外活動施設花背山を家の使用料を次のとおり改定する。

区 分		単 位	使 用 料	
			現 行	改正案
宿泊棟及びロッジ	小学校の児童及び中学校の生徒	1人につき1泊	円 550	円 (変更なし) 550
	高等学校の生徒及び高等専門学校の学生		1,100	<u>1,650</u>
	その他の者		2,300	<u>3,450</u>
キャンプ場	小学校の児童及び中学校の生徒	1人につき1泊	300	(変更なし) 300
	高等学校の生徒及び高等専門学校の学生		550	<u>820</u>
	その他の者		1,150	<u>1,720</u>
研修室	第1研修室、第2研修室及び第4研修室	1室につき1時間	1,150	<u>1,720</u>
	第3研修室及び第5研修室		570	<u>850</u>
プレイホール		1時間	1,150	<u>2,300</u>
グラウンド	午前9時から正午まで	1回	10,370	<u>15,550</u>
	午後1時から午後5時まで		13,820	<u>20,730</u>
テニスコート	午前9時から午後5時まで	1面につき1時間	1,360	<u>2,040</u>
	午後5時から午後9時まで		1,720	<u>2,580</u>
その他の施設 (駐車場を除く。以下同じ。)	小学校の児童及び中学校の生徒	1人につき1回	150	(変更なし) 150
	高等学校の生徒及び高等専門学校の学生		250	<u>370</u>
	その他の者		470	<u>700</u>

3 施行期日

令和4年6月1日

(参照)

現行京都市野外活動施設花背山の家条例(抄)

(使用料)

第8条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

(以下略)

別表(第8条関係)

区 分	単 位	使 用 料
宿泊棟及びロッジ	1人につき 1泊	円 5.50
		1,100
		2,300
キャンプ場	1室につき 1時間	300
		550
		1,150
研修室	1室につき 1時間	1,150
		570
プレイホール	1時間	1,150
グラウンド	1回	10,370
		13,820
テニスコート	1面につき	1,360
	1時間	1,720
その他の施設(駐車場を除く。以下同じ。)	1人につき 1回	150
		250
		470

1 条例改正の趣旨

- (1) 令和3年8月に策定した行財政改革計画において、公の施設の管理運営等に係る費用について、施設類型ごとに公費負担と受益者負担のあるべき割合を定め、受益者負担の適正化を掲げている。
- (2) 本計画に基づき、各施設の性質に応じて公費負担割合の上限を設定し、現行の公費負担割合と比較する点検を実施した結果、上限を上回る施設について、運営コストの削減や、施設稼働率の向上に取り組んでもなお、上限を上回る場合は、使用料の改定を行う方針としている。
- (3) 京都市学校歴史博物館については、この間、常設展に加えて企画展等を開催する際、観覧料を増額できるよう観覧料の改定を実施するとともに、団体誘客活動やPR動画の配信など利用者の増加に向けた取組を行ってきたところであるが、公費負担割合の上限を上回っていることから、以下のとおり、観覧料を改定しようとするものである。

2 条例改正の概要

京都市学校歴史博物館の観覧料を次のとおり改定する。

区分		現行	改正案
		観覧料 (1人につき)	観覧料 (1人につき)
一般	個人	円 200	円 <u>300</u>
	団体	160	<u>240</u>
小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生	個人	100	<u>150</u>
	団体	80	<u>120</u>

3 施行期日

令和4年6月1日

(参照)

現行京都市学校歴史博物館条例(抄)

(観覧料)

第6条 展示室における展示を観覧しようとする者は、別表に掲げる観覧料を納入しなければならない。

(以下略)